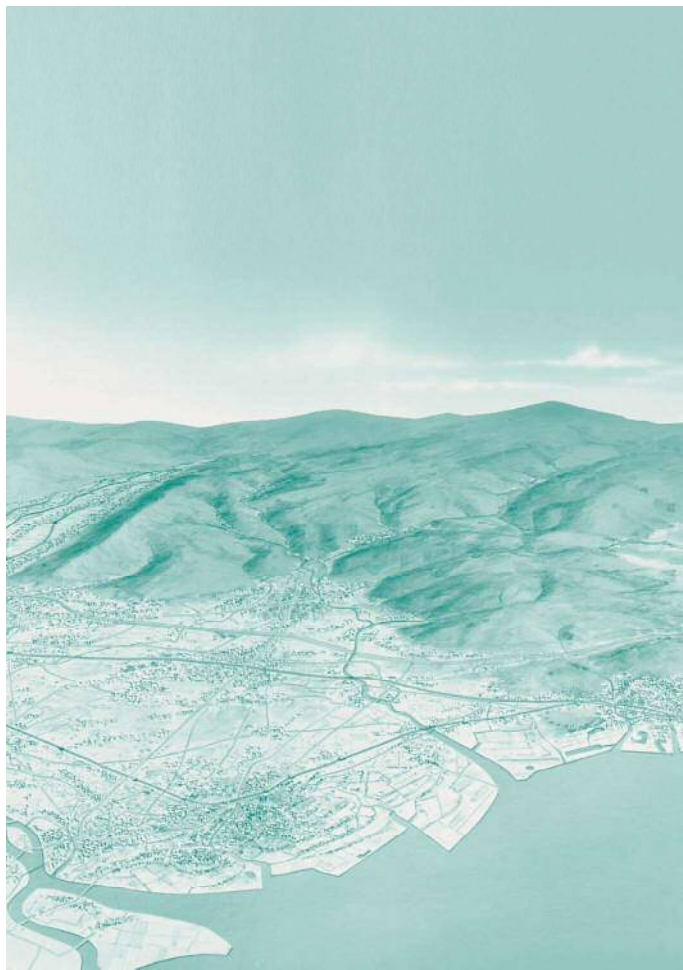


矢部川流域景観計画 届出の手引き



平成21年6月

福岡県

目 次

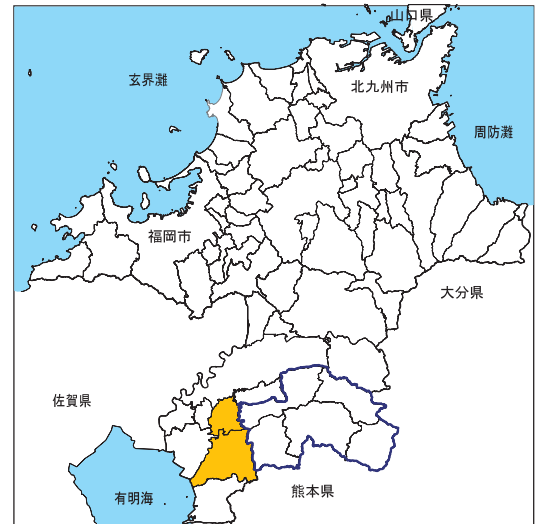
1. 届出が必要な区域	4
2. 手続きの流れ	5
3. 届出が必要な行為	
1) 届出が必要な行為	7
2) 通知の対象について	8
3) 届出の対象外となる行為	9
4) 届出対象行為の解説	10
4. 届出に必要な図書	
1) 届出書又は通知書	14
2) 添付図書	14
3) 提出部数	16
5. 景観形成基準の解説	
1) 一般基準と特定基準	23
2) 一般基準の解説 ■一般基準景域図	24
(1) 一般基準一覧	
①建築物・工作物	27
②開発行為・土地の形質の変更等	28
③外観照明・屋外照明	28
④環境色彩基準	29
(2) 一般基準の解説	
①建築物・工作物	32
②開発行為・土地の形質の変更等	43
③外観照明・屋外照明	47
3) 特定基準の解説 ■特定基準重要景観位置図	50
(1) 特定基準一覧	
①建築物・工作物	52
②開発行為・土地の形質の変更等	54
③外観照明・屋外照明	54
④自動販売機	54
(2) 特定基準の解説	
①建築物・工作物	56
②開発行為・土地の形質の変更等	72
③外観照明・屋外照明	76
④自動販売機	78
6. 問合せ・事前相談先	87

1. 届出が必要な区域

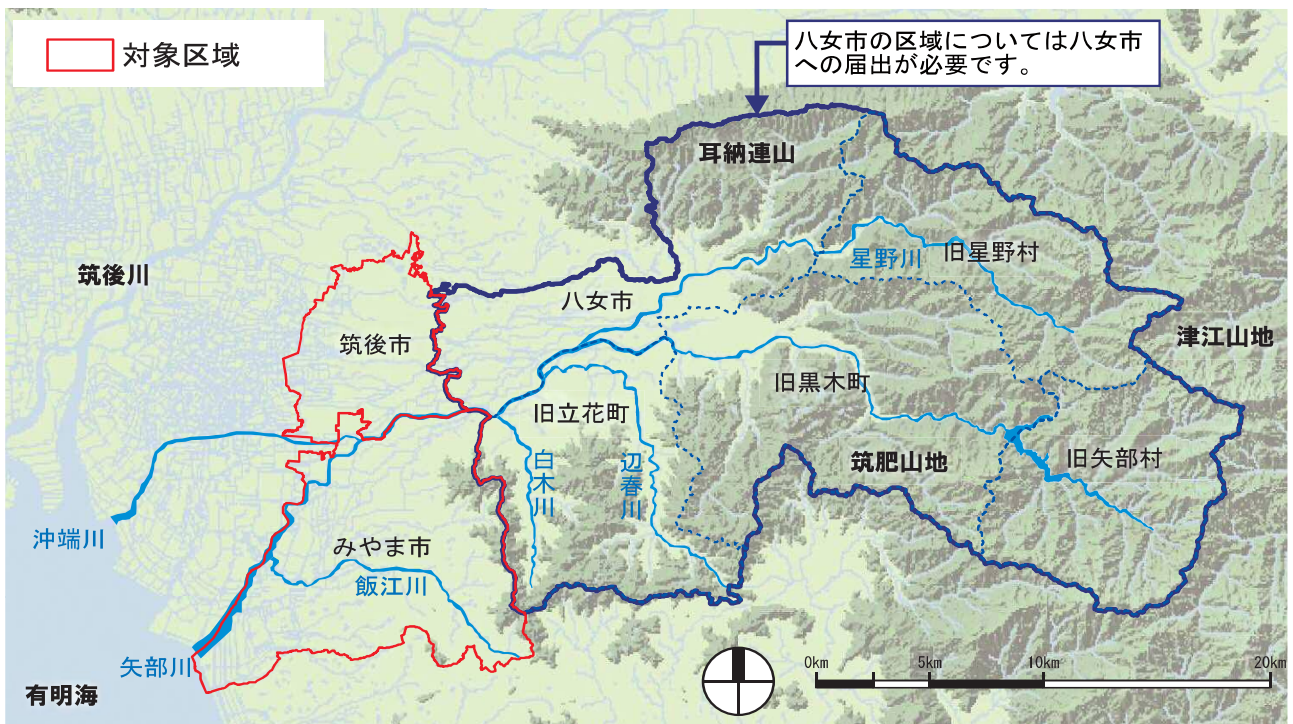
矢部川流域景観計画の対象区域内において、一定規模を超える行為をしようとする場合は、「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、あらかじめ行為の届出（国の機関又は地方公共団体の場合は通知）が必要です。

届出が必要な区域は、流域2市町（筑後市、みやま市）の区域です。八女市、柳川市の区域は景観行政団体のため除かれます。【矢部川流域景観計画を運用している旧八女郡（旧黒木町、旧立花町、旧矢部村、旧星野村）については、八女市への届出が必要です。】

■対象区域の位置

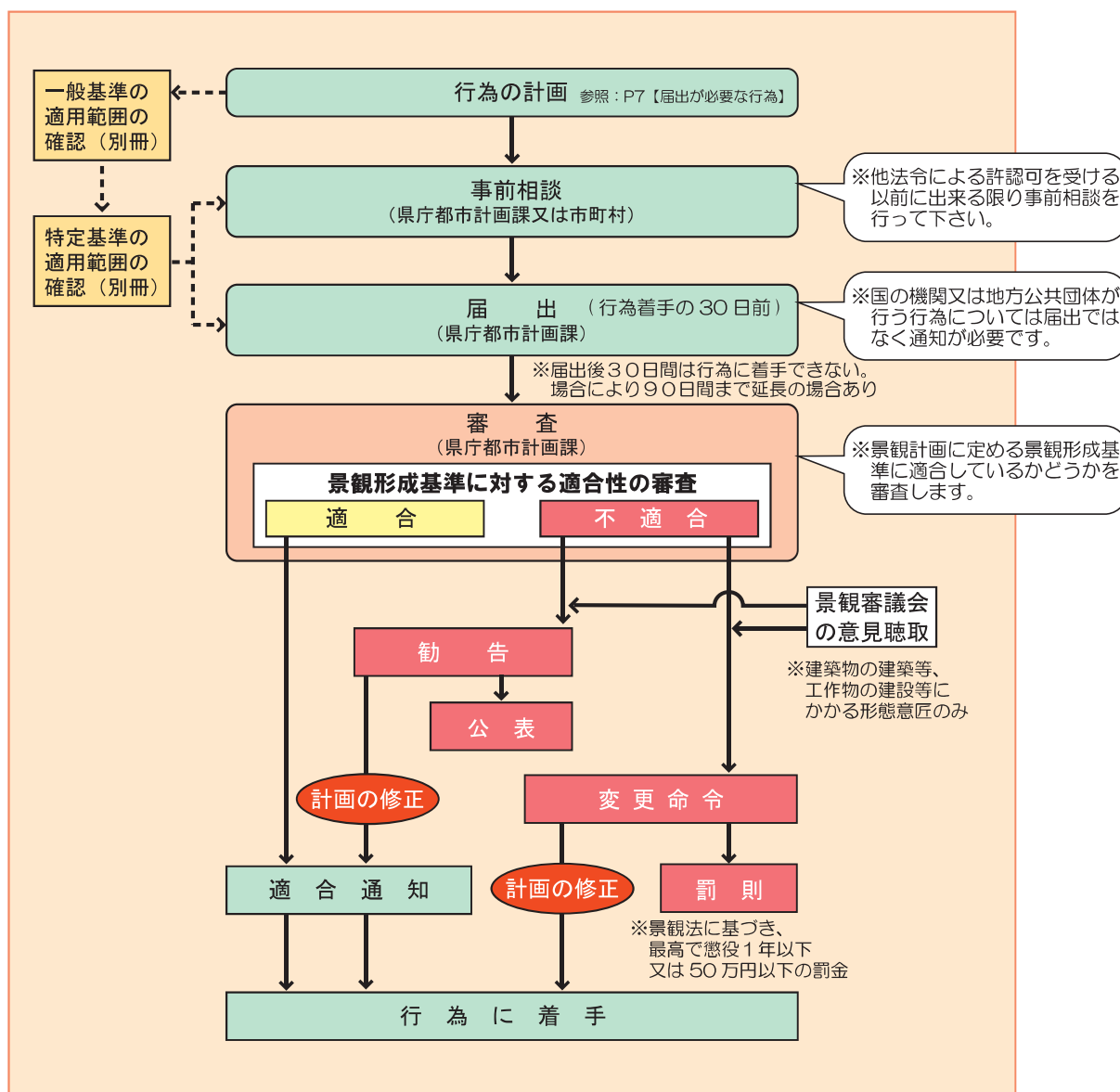


■対象区域



2. 手続きの流れ

1) 届出の場合



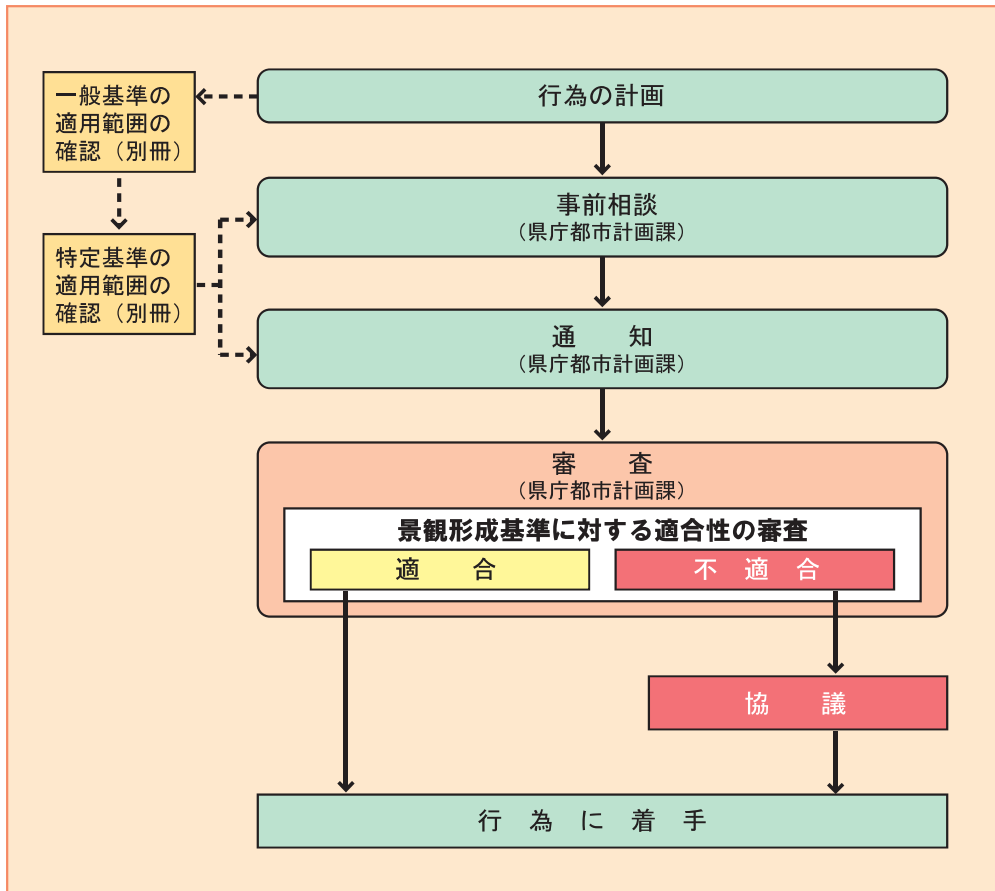
- この届出とは別に、建築基準法に基づく建築確認、都市計画法に基づく開発許可、屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可等、他法令に基づく許可又は処分が必要な行為は、従来どおりの申請又は届出等が必要です。
- 行為の届出をしなかったり、又は虚偽の届出をしたり、行為の着手の制限期間内に行為に着手した者は、景観法第102条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることもあります。

【行為の着手の制限について】

- ・行為の届出をした者は、県が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手することができません。
- ・実地検査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、90日まで延長することがあります。
- ・届出をしてから30日以内に適合通知を受けた場合は、通知を受けた日から着手することができます。

2) 通知の場合（行為者が国の機関又は地方公共団体の場合）

2
手続きの流れ



3. 届出が必要な行為

1) 届出が必要な行為

届出（又は通知）が必要な行為と規模は下記のとおりです。

届出が必要な行為	規 模
(1) 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る建築物の延床面積が1,000㎡以上（「店舗等」* ¹ は500㎡以上）又は高さが10 m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物の延床面積が1,000㎡以上（「店舗等」* ¹ は500㎡以上）又は高さが10 m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの
(2) 工作物* ² の建設等	
新設、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さ）が10 m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	工作物の高さが10 m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2 以上のもの
(3) 開発行為等	行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	・延床面積が1,000㎡以上（「店舗等」* ¹ は500㎡以上）又は高さが10 m以上の建築物の外観について行う照明 ・* ² に掲げる工作物で高さが10 m以上のものの外観について行う照明

*¹ 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。

*² 対象となる「工作物」は次に掲げるもの。

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
- ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

【用語の解説】

- ・建築物・・・建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」。
- ・延床面積・・・建築基準法施行令第2条第3号に規定する「床面積」の合計。同第4号の「延べ面積」と同義。
- ・高 さ・・・地盤面（地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面）から建築物又は工作物の上端までの最高高さ。
- ・見付面積・・・建築物の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積（建築基準法施行令第46条第4項）。工作物もこれに準ずる。
- ・新 築・・・建築物の存しない敷地（更地）に建築物を造ること。
- ・新 設・・・工作物の存しない敷地（更地）に工作物を造ること。
- ・増 築・・・1の敷地内にある既存の建築物の延床面積又は高さを増加させること。工作物もこれに準ずる。
- ・改 築・・・建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ること。著しく異なる場合は新築又は増築扱いとなる。工作物もこれに準ずる。
- ・移 転・・・同一敷地内で建築物を移動すること。他の敷地へ移す場合は新築又は増築扱いとなる。工作物もこれに準ずる。
- ・修 繕・・・既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいう。工作物もこれに準ずる。
- ・模 様 替・・・既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事をいう。例えば、木造の柱を鉄骨造の柱とし、土塗りの壁をコンクリートブロック造の壁とする工事など。
- ・開発行為等・・・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

2) 通知対象について

通知の対象となる主な行為（例）は、下記に示すとおりです。

事業（行為）	通知対象となる規模等の考え方
砂防ダム・治山ダムの新設	地上部分が 10 m 以上の場合（工作物の新設）
河川護岸の改良	行為に係る面積が 3,000㎡ 以上の場合（土地の形質の変更）
急傾斜地崩壊対策事業	扱う法面の面積が 3,000㎡ 以上の場合（土地の形質の変更）
道路新設	扱う土地の面積が 3,000㎡ 以上の場合（土地の形質の変更）
道路拡幅	新たに扱う土地の面積が 3,000㎡ 以上の場合（土地の形質の変更）
農政事業 カントリーエレベーター・畜舎の新設	1,000㎡ 以上又は 10 m 以上の場合（建築物の新設）
圃場整備、土地改良、農地造成事業（水田、茶園、果樹園等）	切土、盛土や土地の質の変更を行う面積が 3,000㎡ 以上（土地の形質の変更）
農道、林道整備	切土、盛土や土地の質の変更を行う面積が 3,000㎡ 以上（土地の形質の変更）
県営住宅や学校などの新設や修繕、外観変更等	届出対象の建築物と同様の規模

※ 上記事項が全ての通知対象事業を包括してはおりませんので、不明な点がある場合には、福岡県都市計画課にお問合わせください。

3) 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出（又は通知）は必要ありません。

※（ ）内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を表します。

□通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第 16 条第 7 項第 1 号）

- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第 8 条第 1 号）
- ・仮設の工作物の建設等（令第 8 条第 2 号）
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第 8 条第 4 号イ）
- ・農業、林業、又は漁業を営むために行う行為で、幅員が 2 メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第 8 条第 4 号ハ(3)）

□非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第 16 条第 7 項第 2 号）

□景観重要公共施設の整備として行う行為（法第 16 条第 7 項第 4 号）

□文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為（令第 10 条第 3 号）

□福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第 10 条第 4 号）

その他、以下のような例についても届出の対象外とする場合があります。予め、相談して下さい。

○山間地において行う行為等で、既存の水路、道路、溜池等の補修又は改良（大規模な形質変更を伴わないものに限る。）に該当するもの。

○定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合しかつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。

- ・定型的に行われる行為とは、複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設する場合（例：栽培施設、排水施設、防霜防雪施設など）。
- ・定例的に行う行為とは、同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合（例：祭りや観光イベント、生業のための建築物や工作物を決まった時期に建設するなど）。

※これらは、最初に全体計画を届出（又は通知）し、適合判断されたものは、設計変更がない限り、それ以降の届出（又は通知）を要しないものとします。

それ以外は、工区ごと、もしくは年次ごとに届出（又は通知）を行うものとします。

開発行為等の取り扱いについて

基準日[※]以降、隣近接して行われる複数の土地の区画形質の変更で、一体的利用に供しかつ 3 年以内に行われるものは、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（福岡県）」に準じ、一体の開発行為として扱います。

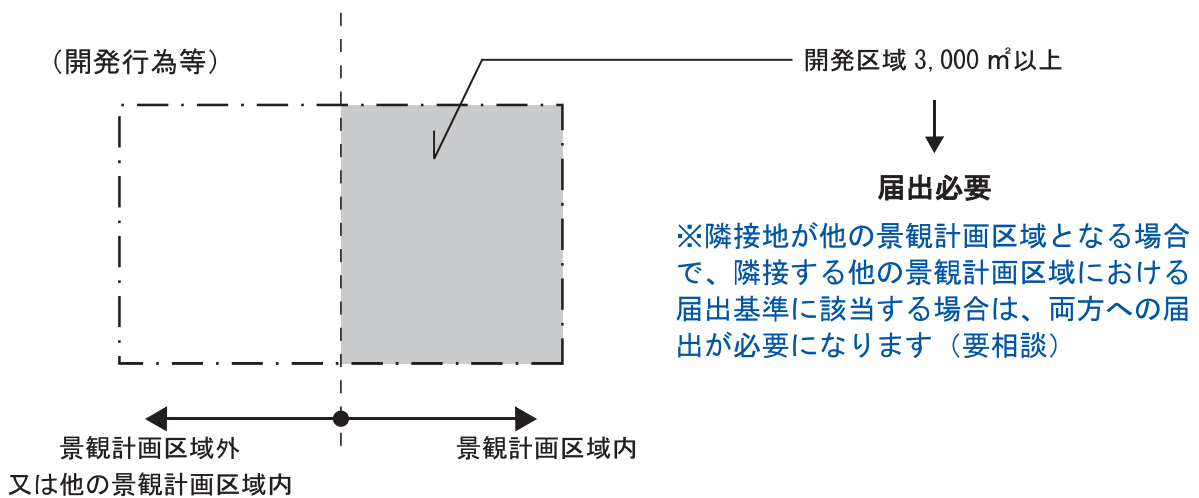
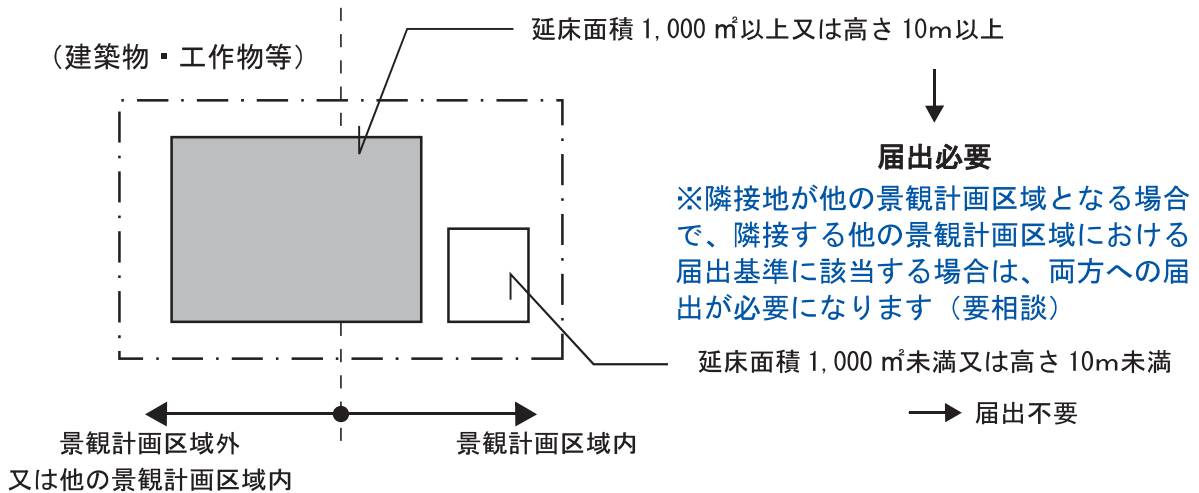
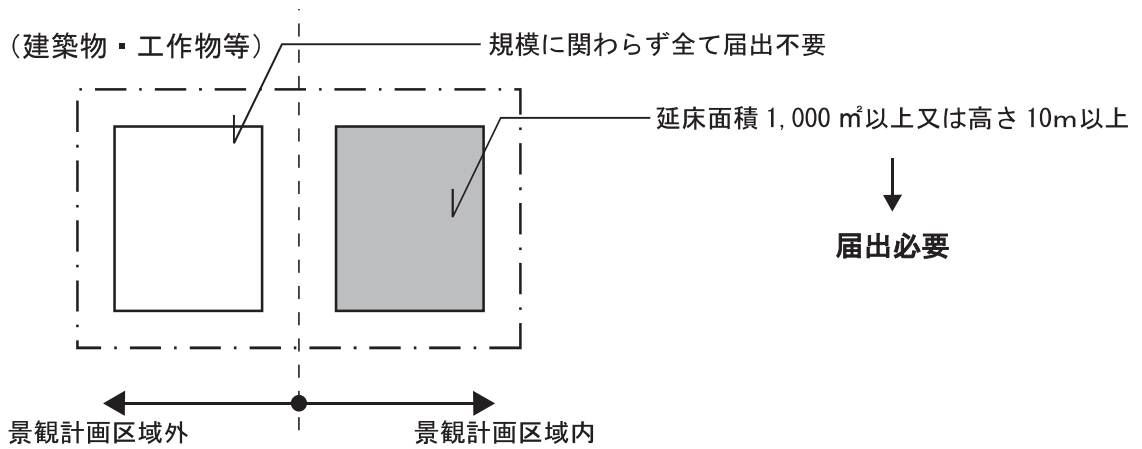
行為の合計面積が届出対象規模となった時点で届出が必要となります。

「土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更」も同様の扱いとします。

※基準日とは、景観計画施行日（平成 21 年 7 月 1 日）

4) 届出対象行為の解説

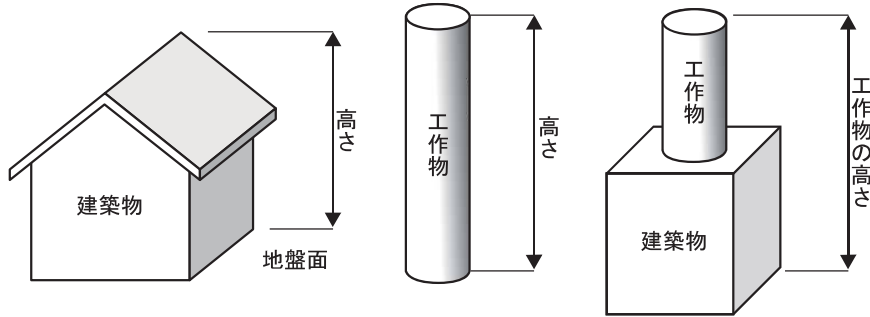
■ 行為が景観計画区域内外にまたがる場合



延床面積 1,000m²以上とは、棟単位での扱いとします。
従って、敷地内に複数の建築物を建築する場合には、各棟の合計面積ではありません。

3
届出が
必要な
行為

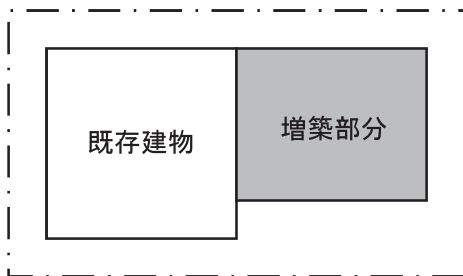
■ 建築物又は工作物の高さ



地盤面（地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面）から建築物又は工作物の上端までの最高高さとしします。ただし、避雷針等の軽微なものは除かれます。

■ 建築物又は工作物の増築

1) 同一棟の場合

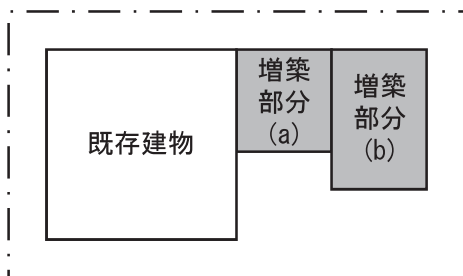


○ 既存部分が基準日前のもの

増築部分が延床面積 1,000 m²以上の場合

↓
届出必要

増築部分のみ景観形成基準適用



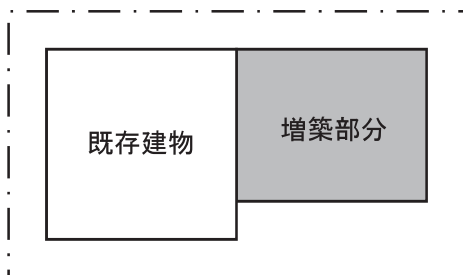
※ 時期の異なる増築を行う場合には、基準日以降の増築面積の合計で判断します

(a) を増築した後、(b) を増築する場合

$$(a) + (b) \geq 1,000 \text{ m}^2$$

↓
届出必要

(a)、(b) に景観形成基準適用



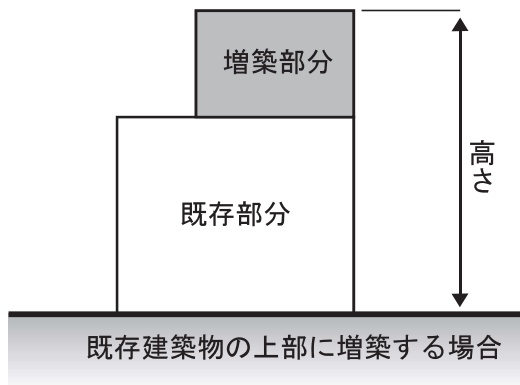
○ 既存部分が基準日後のもの

(既存部分 + 増築部分) が延床面積 1,000 m²以上の場合

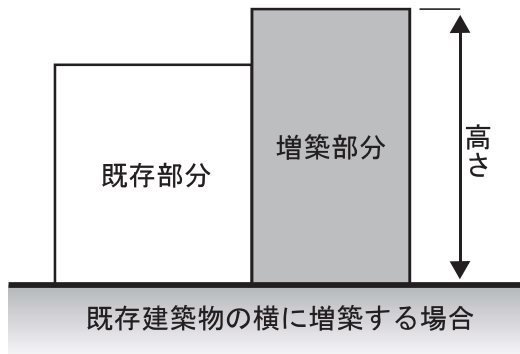
↓
届出必要

(既存部分 + 増築部分) に景観形成基準適用

※ 基準日とは景観計画施行日（平成21年7月1日）です。

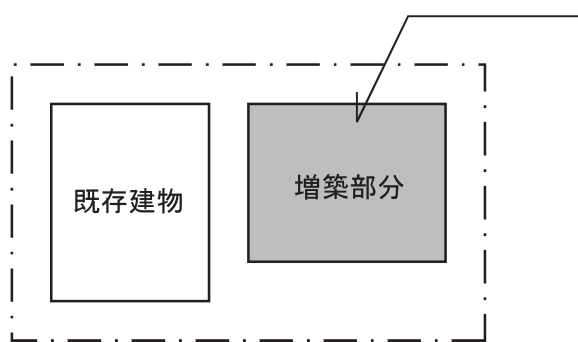


○既存部分が基準日前のもの
増築部分の上端の高さが10m以上の場合
↓
届出必要
増築部分のみ景観形成基準適用

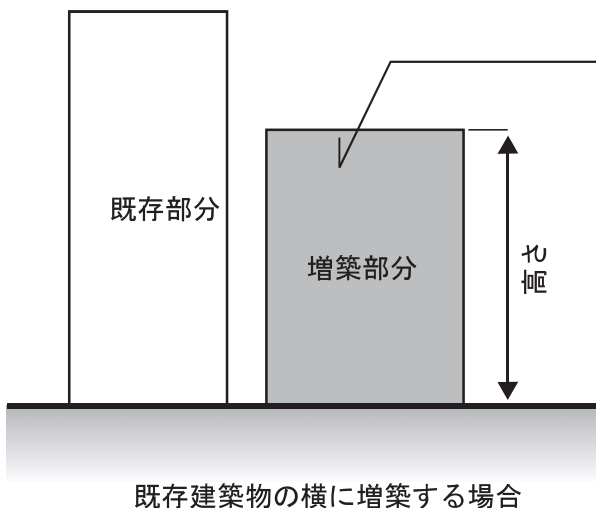


○既存部分が基準日後のもの
増築部分の上端の高さが10m以上の場合
↓
届出必要
(既存部分 + 増築部分) に景観形成基準適用

2) 別棟の場合



既存部分の行為時期にかかわらず、
増築部分が延床面積1,000㎡以上の場合
↓
届出必要
増築部分のみ景観形成基準適用

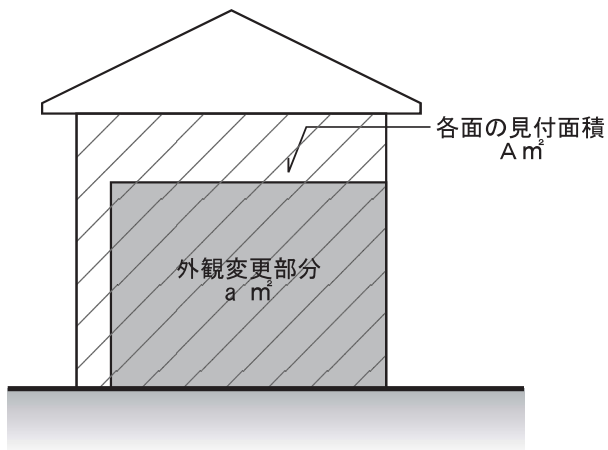


既存部分の行為時期にかかわらず、
増築部分の上端の高さが10m以上の場合
↓
届出必要
増築部分のみ景観形成基準適用

■建築物又は工作物の外観変更

延床面積 1,000㎡以上又は高さ 10 m以上の建築物、又は高さ 10 m以上の工作物で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にかかる部分の見付面積が、各面の見付面積の 1 / 2 以上の場合に届出が必要です。

各面の合計面積ではありません。



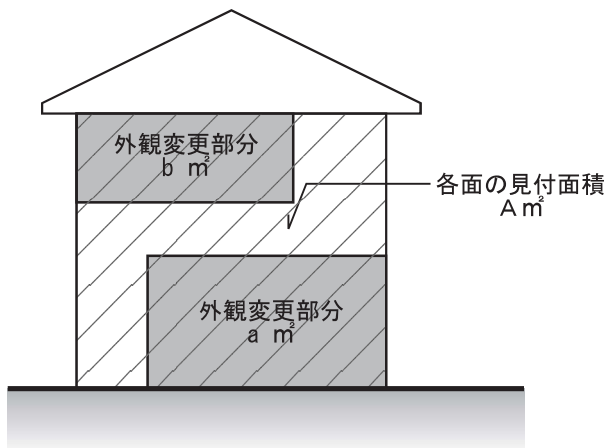
○既存部分が基準日前のもの

$a \geq A / 2$ の場合

$(a + b) \geq A / 2$ の場合

↓
届出必要

外観変更部分のみ景観形成基準適用



○既存部分が基準日後のもの

$a \geq A / 2$ の場合

$(a + b) \geq A / 2$ の場合

↓
届出必要

(既存部分 + 外観変更部分) 景観形成基準適用

※基準日後に外観変更をする部分が、各面において合計して 1 / 2 以上となる場合も、届出が必要となります

4. 届出に必要な図書

1) 届出書又は通知書

- ・行為の届出書（様式第1号）
- ・行為の通知書（様式第2号）
- ・チェックリスト（P.77～P.85）

※代理者が届出を提出し、届出書や図面の訂正等を行う場合は委任状が必要です。

2) 添付図書

行為の種類	図書の種類	記載内容	備考	
建築物の建築等・工作物の建設等	周辺見取図	・敷地の位置及び周辺状況を表示する図面	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・敷地及び周辺状況を示す写真		カラー写真 2 枚以上 (カラーコピー可)
	配置図	・敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化を表示する図面	1. 方位 2. 敷地の形状及び寸法 3. 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路又は水路の位置及び幅員の位置及び幅員 5. 植栽の位置、種類 6. 外構施設の位置、材料、高さ 7. 現況写真の撮影位置	縮尺 1/100 以上
	立面図	彩色が施された立面図	1. 各面の方位及び寸法 2. 開口部、屋外設備、屋根、軒等の位置及び形状 3. 壁面及び屋根の仕上げ材料、色彩	・2 面以上 ・縮尺 1/50 以上 ・彩色及びマンセル値を表示
	重要景観のシュミレーション (「連続した景観」を除く)	・重要景観の視点場からの写真 ・行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック		・カラー各 1 枚以上 ・視点場からの写真(県ホームページからダウンロード可能)
	その他参考図書			必要に応じて適宜

行為の種類	図書の種類	記載内容	備考	
開発行為・土地の形質の変更等	周辺見取図	・ 行為を行う土地の区域を表示する図面	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 1/2,500 以上
	現況図	・ 区域内及び周辺状況を表示する図面	1. 方位 2. 行為の区域 3. 周辺の土地利用の状況、地形 4. 隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・ 区域及び周辺状況を示す写真		カラー写真 2 枚以上 (カラーコピー可)
	計画図	・ 設計図又は施行方法を明らかにする図面	1. 方位 2. 行為の前後の断面図 3. 設置する施設等の位置、種類、規模 4. 植栽等の位置、種類、規模	縮尺 1/100 以上
	重要景観のシュミレーション (「連続した景観」を除く)	・ 重要景観の視点場からの写真 ・ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック		・ カラー各 1 枚以上 ・ 視点場からの写真(県ホームページからダウンロード可能)
建築物又は工作物の外観について行う照明	周辺見取図	・ 敷地の位置及び周辺状況を表示する図面	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・ 敷地及び周辺状況を示す写真		カラー写真 2 枚以上 (カラーコピー可)
	配置図	・ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	1. 方位 2. 敷地の形状及び寸法 3. 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5. 現況写真の撮影位置	縮尺 1/100 以上

行為の種類	図書の種類		記載内容	備考
建築物又は工作物の外観について行う照明	立面図	外観照明を設置する面の立面図	1. 各面の方位及び寸法 2. 開口部、屋根、軒等の位置及び形状 3. 壁面及び屋根の材料 4. 照射位置、照射方法、照明の種類	・縮尺 1/50 以上
	重要景観のシュミレーション (「連続した景観」を除く)	・重要景観の視点場からの写真 ・行為後のモニターグラフィック		・カラー各 1 枚以上 ・視点場からの写真(県ホームページからダウンロード可能)
	その他参考図書			必要に応じて適宜

* 行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じた縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができます。

4

3) 提出部数

正副 2 部

届出に必要な
図書

行為の届出書			
福岡県知事 殿		年 月 日	
		届出者 住所	
		氏名 印	
		<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 2px;"> 法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名 </div>	
		電話番号	
景観法第16条第1項（第2項）の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。			
景観計画の名称	景観計画		
行為の場所	地名・地番	市・郡	町・村 番地
	地域の別	<input type="checkbox"/> 河川の軸 <input type="checkbox"/> 山の景域 <input type="checkbox"/> 谷あいの景域 <input type="checkbox"/> 丘の景域 <input type="checkbox"/> 田園の景域 <input type="checkbox"/> 堀割・クリークの景域 <input type="checkbox"/> 干拓地の景域 <input type="checkbox"/> まちの景域	
	重要景観の別		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
他法令の許可等			
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄		※勧告又は変更命令の年月日

4
届出に必要な
図書

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
全体見付面積		m ²	m ²	m ²	
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	届出部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他()				
	開発面積 m ²				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m ²				
□物件の堆積 ^{たい}	物件の種類()				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類()			
		工作物の高さ	m		
	照明方法()				
景観形成のため特に配慮した事項					

4

届出に必要な
図書

届出書の記入例

代理者が届出を提出し、図書の訂正等を行う場合は委任状（様式任意）を添付

様式第1号（第11条関係）

（表）

（新規・変更）

行為の届出書		平成21年 7月 1日
福岡県知事 殿		届出者が複数の場合は別紙（様式任意）に住所氏名を明示、押印のうえ添付
届出者		
住所		〇〇市〇〇町123-45
氏名		株式会社〇〇〇
代表取締役		〇〇 〇〇 印
〔法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名〕		
電話番号		123-456-789
景観法第16条第1項（第2項）の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。		
景観計画の名称	矢部川流域 景観計画	
行為の場所	地名・地番	〇〇市 一 郡 〇〇町 一 村 大字〇〇 〇〇番地 他〇筆
	地域の別	<input type="checkbox"/> 河川の軸 <input type="checkbox"/> 山の景域 <input type="checkbox"/> 谷あいの景域 <input type="checkbox"/> 丘の景域 <input checked="" type="checkbox"/> 田園の景域 <input type="checkbox"/> 堀割・クリークの景域 <input type="checkbox"/> 干拓地の景域 <input type="checkbox"/> まちの景域
	重要景観の別	絵になる眺望景観（清水山） 連続した景観（国道442号）
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的 飲食店及び共同住宅新築のため
行為の期間	着手予定 21年 9月 1日 完了予定 22年 3月 31日	行為が複数の場合は全体の着手日と完了日
他法令の許可等	都市計画法開発許可申請中、建築確認申請中、大規模小売店舗立地法届出済、県立自然公園法普通地域届出済、都市計画法53条許可済など	
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	
※受付年月日	※処理欄	※勧告又は変更命令の年月日

4
届出に必要な
図書

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法					
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物	用途(<input checked="" type="checkbox"/> 飲食店及び共同住宅)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	規		届出部分	既存部分	計
	模	延床面積	1234.56 m ²	m ²	1234.56 m ²
	全体見付面積	789.01 m ²	m ²	789.01 m ²	
	高さ	9.87m	m	9.87m	
<input type="checkbox"/> 工作物	種類又は用途()				
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
		高さ	届出部分	既存部分	計
		m	m	m	m
<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為	開発面積 6543.21 m ²				
<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採				
	<input type="checkbox"/> その他()				
<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採				
	面積 m ²				
<input type="checkbox"/> 物件の ^{たい} 堆積	物件の種類()				
	高さ m				
<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 干拓				
	面積 m ²				
<input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物について行う照明	建築物の高さ	9.87 m		
		建築物の延床面積	1234.56	m ²	
	<input type="checkbox"/> 工作物について行う照明	工作物の種類()			
		工作物の高さ		m	
照明方法(外壁正面に5カ所のハロゲンランプを設置)					
景観形成のため特に配慮した事項	① 外壁吹付け材の色を薄い緑色とした。 ② 屋根の形状は勾配屋根とし、色は薄い茶系統とした。 ③ 敷地周囲に植栽を施し、ブロック塀ではなく生け垣とした。 ④ 外観照明は光害ガイドラインを遵守し下方を照らす照明器具とした。				

小数点第2位未満切下げ

外観変更(修繕・模様替・色彩変更)の場合に記入

4

届出に必要な図書

行為の通知書			
福岡県知事 殿			年 月 日
通知者 住所			
団体名			印
電話番号			
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。			
景観計画の名称	景観計画		
行為の場所	地名・地番	市・郡	町・村 番地
	地域の別	景域の別	<input type="checkbox"/> 河川の軸 <input type="checkbox"/> 山の景域 <input type="checkbox"/> 谷あいの景域 <input type="checkbox"/> 丘の景域 <input type="checkbox"/> 田園の景域 <input type="checkbox"/> 堀割・クリークの景域 <input type="checkbox"/> 干拓地の景域 <input type="checkbox"/> まちの景域
		重要景観の別	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
他法令の許可等			
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄		※協議の年月日

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

4
届出に必要
な
図書

(裏)

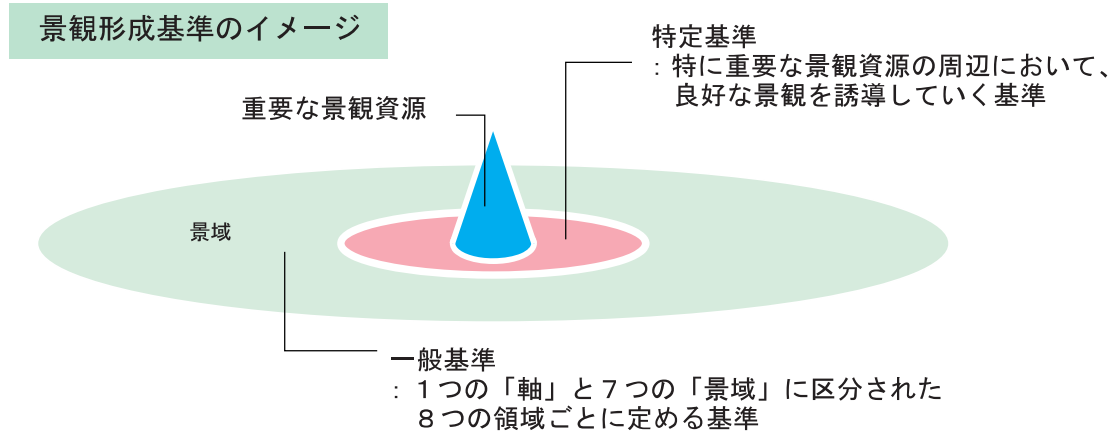
通知対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		通知部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
全体見付面積		m ²	m ²	m ²	
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	通知部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他()				
	開発面積 m ²				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m ²				
□物件の ^{たい} 堆積	物件の種類()				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類()			
		工作物の高さ	m		
	照明方法()				
景観形成のため特に配慮した事項					

4

届出に必要な
図書

5. 景観形成基準の解説

1) 一般基準と特定基準



①一般基準とは、

同じような景観特性をもつ、1つの「軸」と7つの「景域」に区分された8つの領域ごとに定める基準です。

面的に定めた景観誘導により、流域全体の景観の向上を図っていきます。

「河川の軸」、「山の景域」、「谷あいの景域」、「丘の景域」、「田園の景域」
「掘割・クリークの景域」、「干拓地の景域」、「まちなみの景域」

②特定基準とは、

流域に数多く点在する景観資源の中で、特に重要な景観資源の周辺において、一般基準に加え、良好な景観を誘導していくための基準です。

1) 絵になる景観

- (1) 絵になる眺望景観 (2) 絵になる営みの景観
- (3) 絵になる自然景観

2) 水の循環と密接に関わる景観

- (1) 水網の景観 (2) ホタルの景観

3) まちなみと歴史的景観

- (1) 歴史的まちなみ (2) 歴史的建物
- (3) 歴史的構造物 (4) 樹木

4) 四季の変化を楽しむ景観

- (1) 祭り・イベント (2) 四季の変化

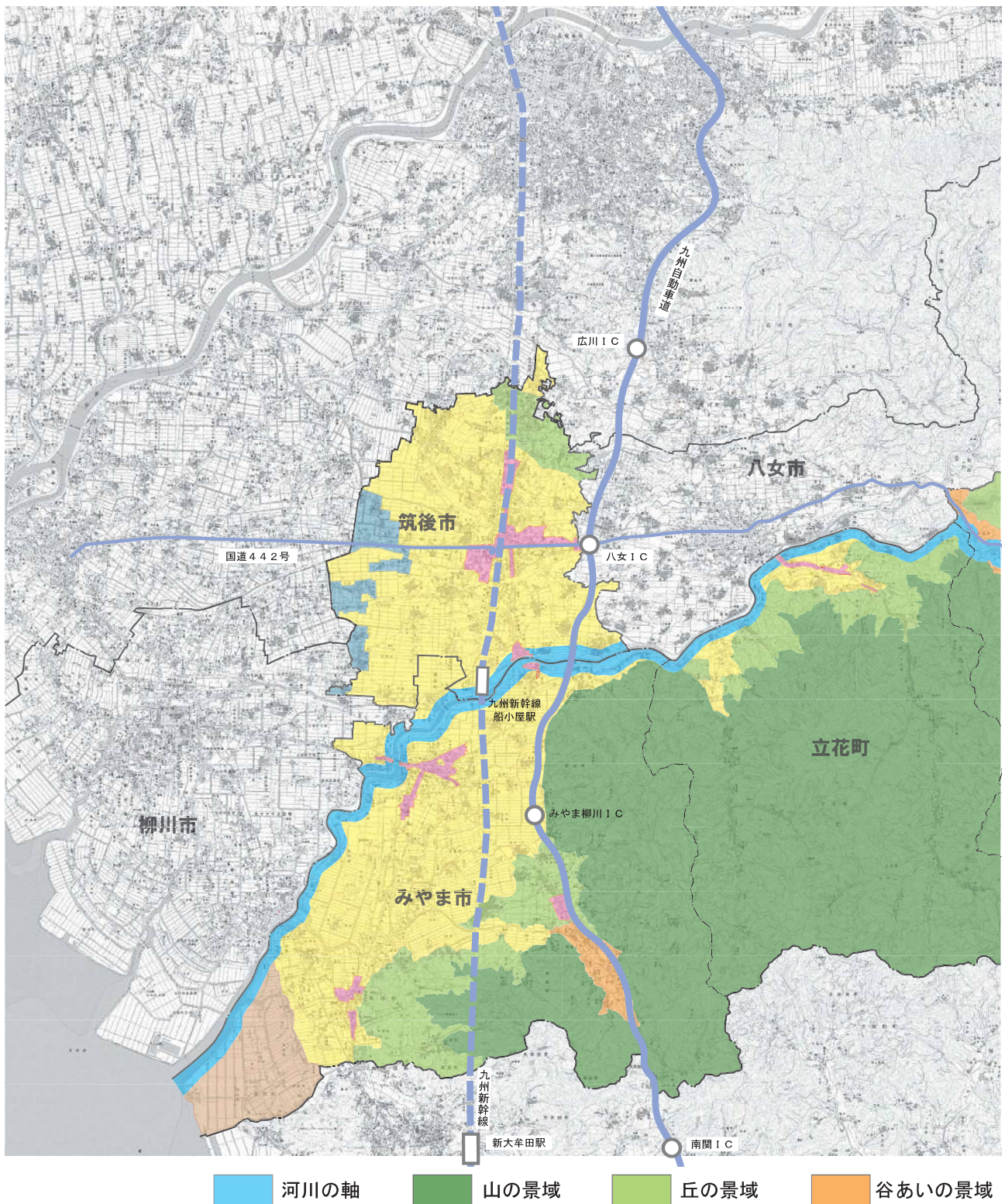
5) 連続した景観

- (1) 流域内外をつなぐ主な道路景観
- (2) 矢部川沿いに連続する景観

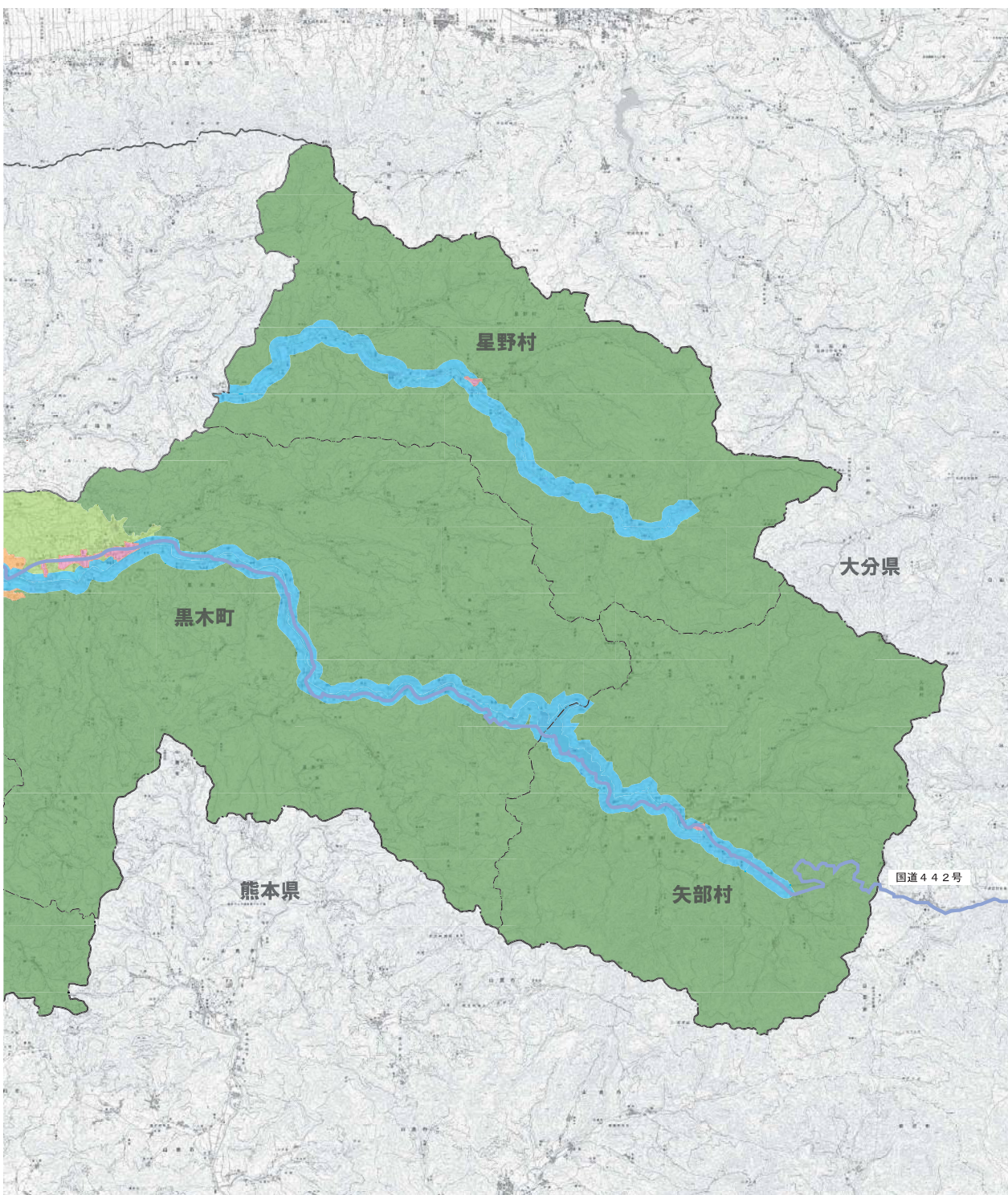
2) 一般基準の解説

■一般基準景域図

詳細は、「別冊 一般基準の適用区域」もしくは県又は市町村の窓口を設置している図面で確認できます。



「河川の軸」は、
河川区域の境界から200mの区域とする。



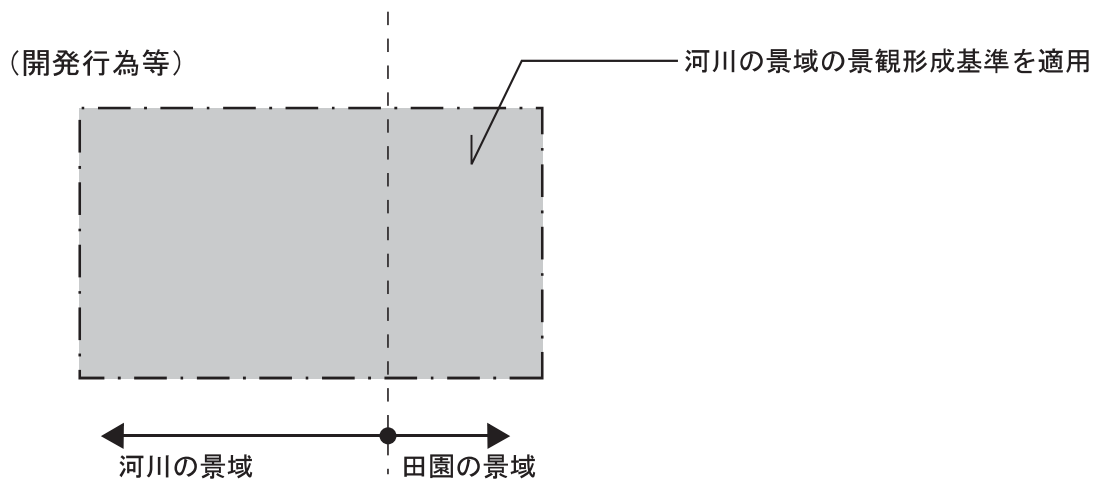
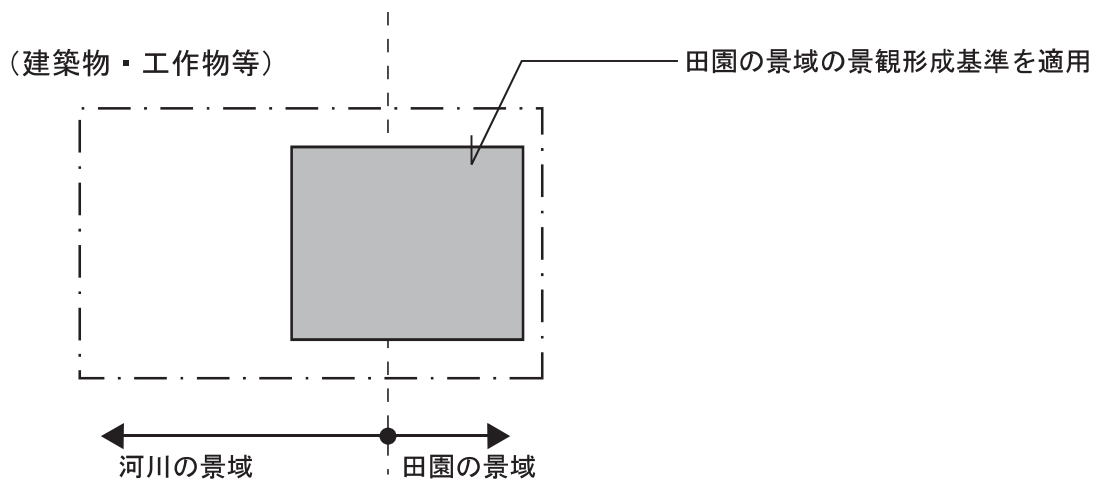
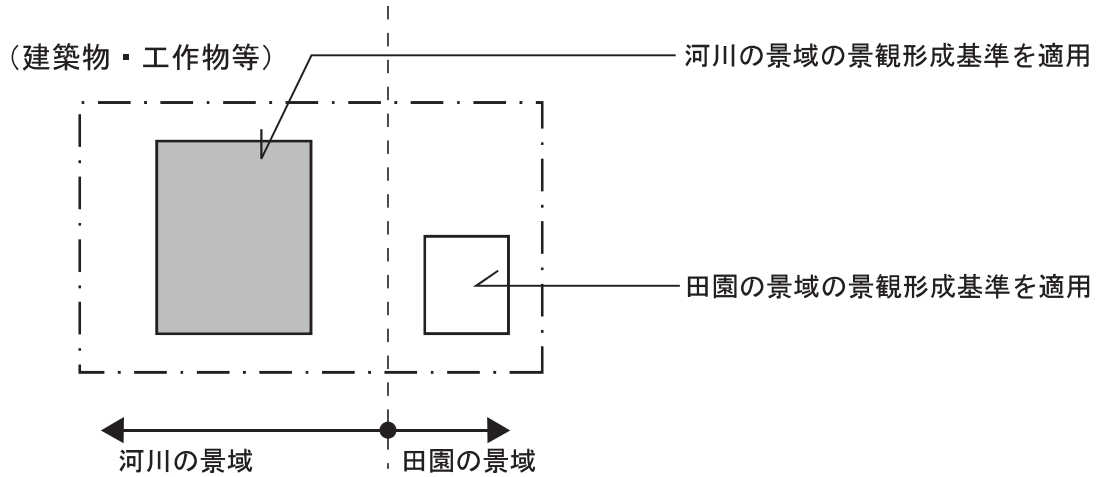
田園の景域
 掘割・クリークの景域
 干拓地の景域
 まちの景域

「まちの景域」は、

都市計画法による用途地域のうち、第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業の地域。矢部村、星野村、みやま市山川町については、役場・支所、公民館、学校などの地域の拠点となる施設が集積している区域。

■行為が複数の景域にまたがる場合

届出対象となる行為が複数の景域にまたがる場合は、建築物（または工作物）の水平投影面積において、その過半を占める景域の景観形成基準を適用します。



(1) 一般基準一覧

①建築物・工作物

該当する軸・景域に○を付けて、適用される基準を参照して下さい。

項目	基準	軸・景域	参照頁	
a 配置	1 周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周辺の環境や景観特性、地形に十分配慮した配置とする。	河川、山	P.30
		<input type="checkbox"/> 地盤の高低差、河川の対岸からの見え方や、河川沿いに大きく変化する景観に配慮した配置とする。	谷あい	P.31
		<input type="checkbox"/> 丘陵や背景の山々の稜線に配慮し、緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。	丘	P.31
		<input type="checkbox"/> 集落で古くから親しんできた神社・寺院や社寺林・雑木林等の緑に配慮した配置とする。	田園	P.32
		<input type="checkbox"/> 地域で祀られてきた神社・寺院、伝統的な農家住宅などの景観資源に配慮した配置とする。	掘割・クレーク	P.32
		<input type="checkbox"/> 干拓とともに形成された列状集落等の並びや、地域で祀られてきた神社・寺院、伝統的な農家住宅などの景観資源に配慮した配置とする。	干拓地	P.33
		<input type="checkbox"/> 歴史的まちなみや建造物を活かしたまちづくりが進められている市街地においては、地区の特性に沿ったまちなみに配慮した配置とする。	まち	P.33
b 形態・意匠・色彩	1 周辺との調和	<input type="checkbox"/> 上流の棚田や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。	河川、山	P.34
		<input type="checkbox"/> 周囲の自然景観や集落の伝統的な形態・意匠と調和させる。	谷あい	P.34
		<input type="checkbox"/> 里山や古くからの集落が広がる地域では、周囲の基調となっている形態・意匠と調和させる。	丘	P.35
		<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	田園、干拓地、掘割・クレーク	P.35
		<input type="checkbox"/> 昔ながらの伝統的な佇まいを模範に、クレークが創り出している（又は広大な干拓地の）田園景観に馴染む形態意匠とする。	掘割・クレーク、干拓地	P.36
		<input type="checkbox"/> 商店街や役場周辺など、多くの人が集い賑わう場所においては、景観上重要な建物、樹木などへの見通しに配慮し、周辺の建物や公共空間のデザインとの調和を図る。	まち	P.36
	2 壁面の分節	<input type="checkbox"/> 大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。	河川、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち	P.37
		3 設備類	<input type="checkbox"/> 歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。	河川、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち
	4 色彩		<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。	河川、山、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち
		<input type="checkbox"/> 周囲の自然景観や田園景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。茶系、無彩色の暗い色彩を推奨する。	谷あい	P.39
<input type="checkbox"/> 周囲の茶畑などの田園景観や自然景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。緑系、茶系、無彩色の色彩を推奨する。		丘	P.39	
c 外構・緑化等	敷地の緑化・修景	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。	河川、山、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地	P.40
		<input type="checkbox"/> きるだけ多くの樹木による植栽を施す。	まち	P.40
	塀フェンス	<input type="checkbox"/> 敷地境界部では、ネットフェンスやブロック塀等は設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化による修景を施す。	河川	P.40

②開発行為・土地の形質の変更等

項目	基準	軸・景域	参照頁
d 周辺環境	<input type="checkbox"/> 十分に事前調査を行い、水の流れや生態系など自然環境の維持に配慮する。	河川	P.41
	<input type="checkbox"/> 自然環境、植性、貴重な動植物の生態系に配慮する。	山	P.41
	<input type="checkbox"/> 掘割・クリークの水のネットワークに配慮する。	掘割・クリーク	P.42
e 造成、 切土・盛土	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。	河川、山、 谷あい、丘	P.43
	<input type="checkbox"/> 掘割・クリークの護岸については、石材などの自然素材をできるだけ使用するなど周辺の景観に配慮して修景する。	掘割・クリーク	P.43
f 既存樹木・ 樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯や河岸の楠並木については、できるだけ保全する。	河川、谷あい、 丘	P.44
	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林等や、河川や水路（又は掘割・クリーク）沿いの樹林や灌木、木竹等は、できるだけ維持・保全する。	田園、干拓地、 掘割・クリーク	P.44

③外観照明・屋外照明

項目	基準	軸・景域	参照頁
g 照度の抑制	<input type="checkbox"/> 河川景観および周辺の自然景観、田園景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	河川	P.45
	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	山、谷あい、丘	P.45
h 点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は、設置しない。	河川、山、 谷あい、丘、 田園、干拓地、 掘割・クリーク	P.46
i 照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	河川、山、 谷あい、丘	P.46

④環境色彩基準

1) 基本的考え方

- ①立地する場所の景観特性に十分配慮し、周辺の建物、自然環境と調和する色彩とする。
- ②原色の色彩や高彩度の色彩は避け、川辺や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系で低彩度の色彩を基本とする。
- ③群としての統一感のある地区においては、その統一感の中で行われる個性創出のための色彩表現（アクセント）は認める。

2) 環境色彩基準（案）：日本工業規格（J I S）に採用されているマンセル表色系による。

	景域	部位	色相	明度	彩度	
建築物	山、谷あい、 河川、まち（矢部村・星野村）	外壁基調色	7.5R～2.5Y	7.5以下	4.0以下	
			無彩色（N）	7.5以下		
			上記以外の色相	7.5以下	2.0以下	
		屋根色	2.5GY～7.5BG	7.5以下	4.0以下	
			無彩色（N）	7.5以下		
			上記以外の色相	5.0以下	2.0以下	
	丘、田園、 掘割・クリーク、 干拓地	外壁基調色	有彩色	—	4.0以下	
			無彩色（N）	—		
		屋根色	有彩色	7.5以下	4.0以下	
			無彩色（N）	7.5以下		
		まち （矢部村・星野村を除く）	外壁基調色	有彩色	—	6.0以下
				無彩色（N）	—	
屋根色	有彩色		—	4.0以下		
	無彩色（N）		—			

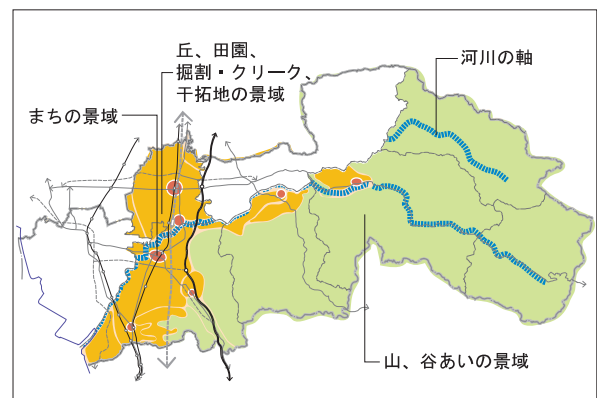
※（P.28 参照）外壁各面の 4/5 は、基調色の基準に適合した色彩とする。

	景域	色相	明度	彩度
工作物	山、谷あい、河川	全て	7.5以下	4.0以下
	丘、田園、掘割・クリーク、干拓地、まち	全て	—	4.0以下

3) 適用除外

- ①計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- ②自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。
- ③橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ④工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの。
- ⑤地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの。

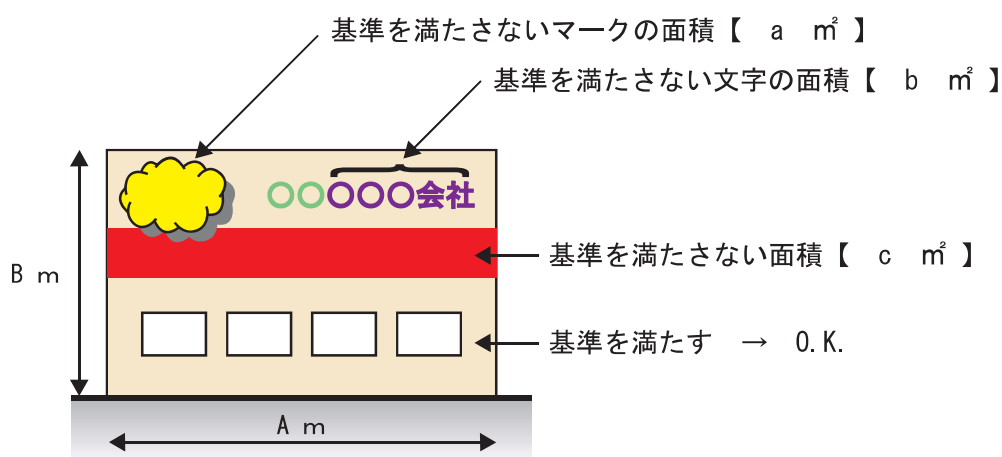
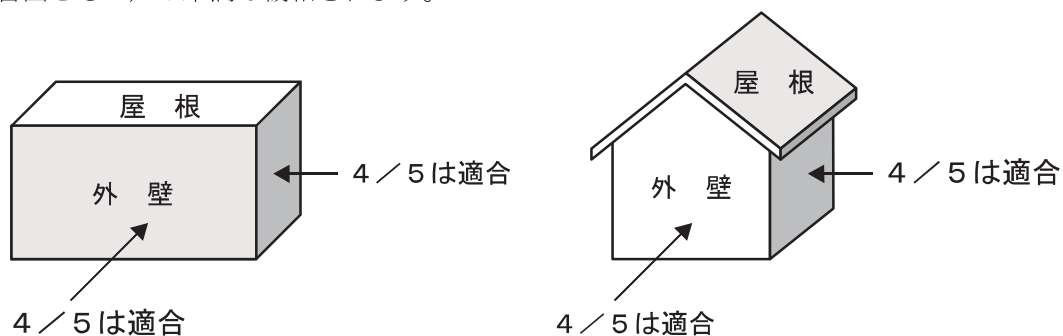
適用範囲



4) 外壁面の色彩基準の考え方

外壁各面の4/5以上は、基調色の基準に適合する必要があります。

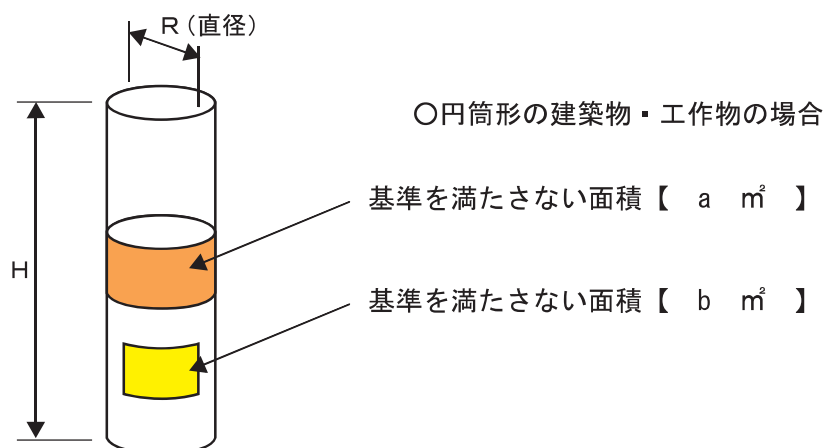
各面とも1/5未満は緩和されます。



$$\text{基準を満たさない色彩面積の合計【 } a + b + c \text{】} / \text{外壁面の面積【 } A \times B \text{】} < 1 / 5$$

5

景観形成基準の解説



$$\text{基準を満たさない色彩面積の合計【 } a + b \text{】} / \text{外壁面の面積【 } \pi R \times H \text{】} < 1 / 5$$

(参考) マンセル表色系の解説

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表現されます。しかし、色名による表現には捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、矢部川流域景観計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」はひとつの色彩を「色相（しきそう）」、「明度（めいど）」、「彩度（さいど）」という3つの属性の組み合わせによって表します。

■色相

色相は、いろあいを表します。10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、青緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを表す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表します。

■明度

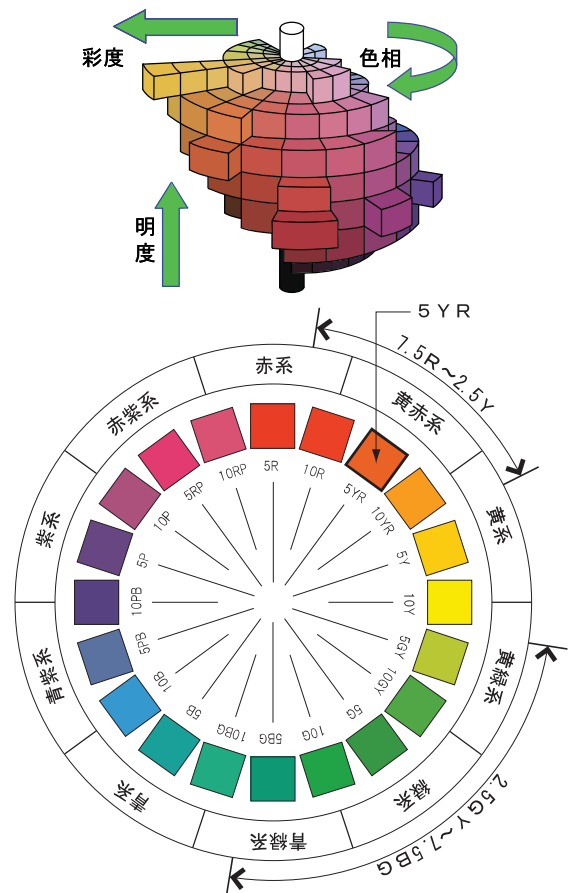
明度は、明るさを表します。明るさの段階によって0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近い値となります。

■彩度

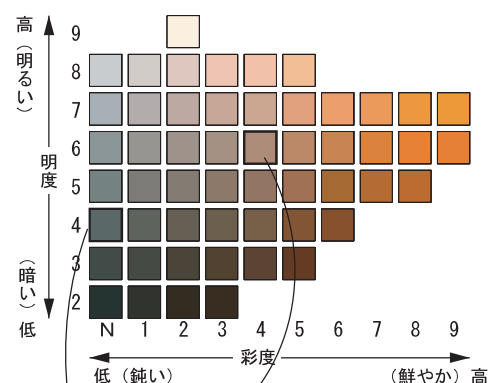
彩度は、鮮やかさを表します。鮮やかさの段階によって0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が低く、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は16程度となります。

■マンセル記号

マンセル記号は、これらの3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5YR6/4のように、色相、明度、彩度を組み合わせで表記します。無彩色には彩度がないため、N4のように、ニュートラルを意味するNと明度との組み合わせで表します。



【5YRのカラーチャート】



5YR / 6 / 4
ゴワイアル ろく / よん
(色相) (明度) (彩度)

N / 4
エヌ よん
(無彩色)(明度)

(2) 一般基準の解説

①建築物・工作物

a. 配置

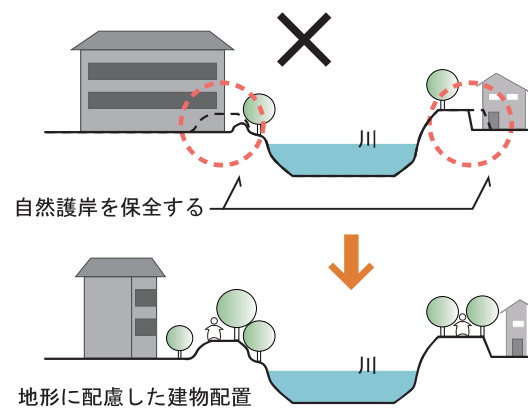
a-1. 周辺への配慮

- ・ 周辺の環境や景観特性、地形に十分配慮した配置とする。

【河川】 矢部川流域景観計画「3章 3.1 景域ごとの一般基準 1）河川の軸（1）考え方」参照

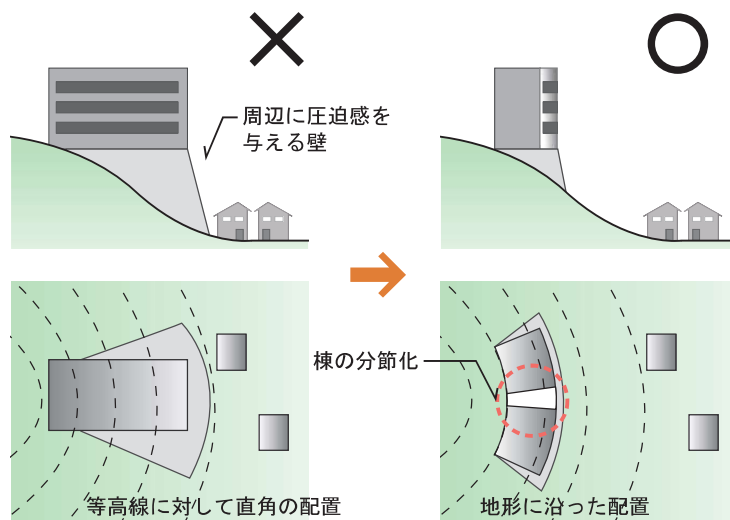
【解説】 建物等を計画する際は、その地域の環境や景観、土地の特性などを十分検討した上で、周辺の自然環境や街並み環境を阻害しないよう、十分に配慮した配置計画を行う必要があります。

「河川の軸」には、矢部川流域景観の特徴となっている景観要素が河川沿いに多くあります。例えば、昔ながらの景観を残す上流の自然護岸や岩肌が荒々しい奇岩、水路や石垣、楠木などの河畔林やまとまった斜面樹林等があります。そうした景観要素について、可能な限り保全するよう配慮し、建築物や工作物の配置を工夫する必要があります。



【山】 矢部川流域景観計画「3章 3.1 景域ごとの一般基準 2）山の景域（1）考え方」参照

「山の景域」では、古くから地域の人々に親しまれてきた山並みや稜線など、自然が創り出している地形に配慮することが望まれます。そのため、地形の等高線に対して直角方向に建築物・工作物を配置し、自然の地形を乱すのではなく、地形にそって配置することが望まれます。その際、建築物の棟を分けるなどの工夫が必要です。



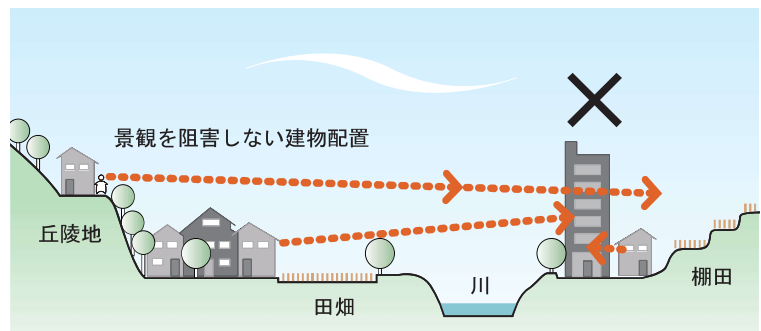
- ・地盤の高低差、河川の対岸からの見え方や、河川沿いに大きく変化する景観に配慮した配置とする。

【谷あい】 矢部川流域景観計画「3章 3.1 景域ごとの一般基準 3) 谷あいの景域 (1) 考え方」参照

【解説】

「谷あいの景域」では、地形が凹状になっており、特に斜面や地盤の高いところで、建築や開発を行う場合、低い場所や対岸から見る景観に大きな影響を及ぼします。そのため、背景を遮らない配置や分棟化、稜線を遮らない高さに抑えるなど、配慮が必要です。

特に、国道 442 号や国道 443 号を通っていて望める場所や、矢部川、飯江川に架かる橋から見える場所、主要な公園から見える場所については、十分な配慮が必要です。



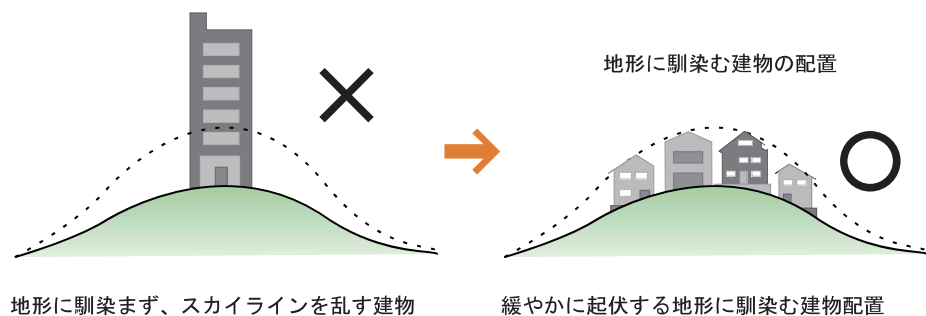
- ・丘陵や背景の山々の稜線に配慮し、緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。

【丘】 矢部川流域景観計画「3章 3.1 景域ごとの一般基準 4) 丘の景域 (1) 考え方」参照

【解説】

「丘の景域」では、緩やかな斜面地に茶畑や梅林、田畑が広がり、背後に山々を望む景観が特徴となっています。

そのため、広々とした視界を遮ることなく、緩やかな起伏のある地形や茶畑や田畑を囲む樹林がつくるスカイラインを乱すことのない配置に配慮する必要があります。



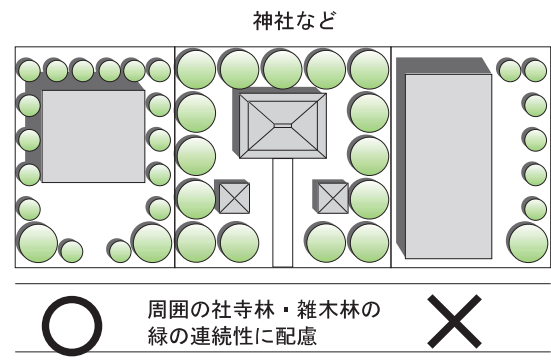
・集落で古くから親しんできた神社・寺院や社寺林・雑木林等の緑に配慮した配置とする。

【田園】 矢部川流域景観計画「3章 3.1 景域ごとの一般基準 5）田園の景域（1）考え方」参照

【解説】

「田園の景域」では、水平に広々と広がる田園と所々に点在する家並みや雑木林などの緑、遙か遠くに望む山並みが創り出している雄大な景観が特徴となっています。特に、それぞれの集落で祀られてきた神社・寺院が人々の心象風景を形づくっており、またその神社・寺院を囲む社寺林や雑木林は、のどかな田園景観のアクセントとなっています。

そのため、視界の開けた場所においてはその雄大さを妨げないよう配慮し、社寺林や雑木林の周囲ではその保全や、緑に連続性に配慮することが望まれます。また神社・寺院の正面性については十分配慮する必要があります。



・地域で祀られてきた神社・寺院、伝統的な農家住宅などの景観資源に配慮した配置とする。

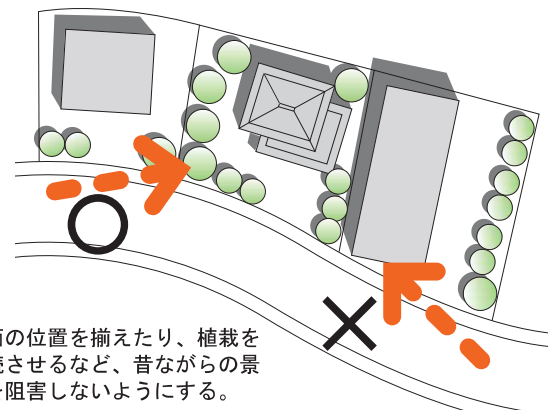
【掘割・クリーク】 矢部川流域景観計画

「3章 3.1 景域ごとの一般基準 6）掘割・クリークの景域（1）考え方」を参照

【解説】

「掘割・クリークの景域」では、縦横に張り巡らされ掘割・クリークの水辺と伝統的な家屋や神社・寺院の佇まいが創り出す風情ある景観が特徴となっています。また特異な水利慣行が行われてきたこの地域では、集落ごとに祀られている神社・寺院は、それを囲む社寺林などの緑とともに、地域の人々の心象風景となっています。

そのため、水際の灌木・樹林等の保全に配慮し、神社・寺院の周囲においては、その正面性に配慮することが望まれます。



- ・干拓とともに形成された列状集落等の並びや、地域で祀られてきた神社・寺院、伝統的農家住宅などの景観資源に配慮した配置とする。

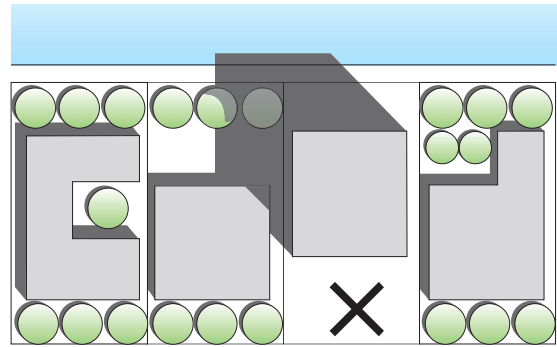
【干拓地】 矢部川流域景観計画「3章 3.1 景域ごとの一般基準 7) 干拓地の景域 (1) 考え方」を参照

【解説】

「干拓地の景域」では、江戸時代から行われてきた干拓事業により、広大な田園と列状に伸びた集落が交互に広がっています。その列状集落の特徴を今も窺うことのできる、くど造りに代表される伝統的な農家住宅やかつての石垣堤防、石垣を保護していた樹林などについては、その保全に努めるとともに、その連続性に配慮することが望まれます。



伝統的な姿を今も見せている「くど造り」の農家住宅



壁面の位置を揃えたり、石垣や植栽の保全を図るとともに、その連続性に配慮する。

- ・歴史的まちなみや建造物を活かしたまちづくりが進められている市街地においては、地区の特性に沿ったまちなみに配慮した配置とする。

【まち】 矢部川流域景観計画「3章 3.1 景域ごとの一般基準 8) まちの景域 (1) 考え方」参照

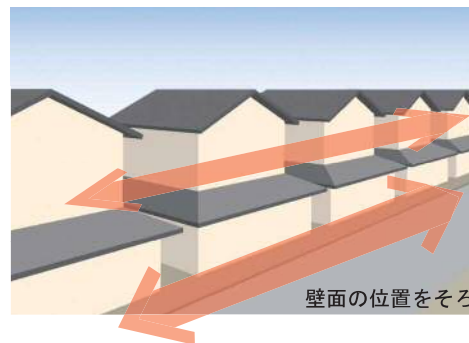
【解説】

「まちの景域」では、各市町村の中心的な市街地として形成され、歴史的な建物やシンボリックな建物、通り、広場などを活かしたまちづくりが行われています。

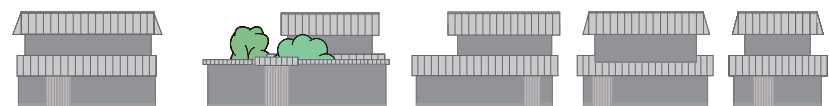
その中でも、独自の個性的な景観づくりが進められている地区においては、その特性やまちなみの連続性に十分配慮し、平入り、妻入りや壁面の位置などの配置を考慮する必要があります。



歴史的な町並み保存に取り組んでいる黒木



壁面の位置をそろえる。



歴史的なまちなみの連続性に配慮して、壁面の位置などをそろえる

b. 形態・意匠・色彩

b-1. 周辺との調和

- ・ 棚田や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。

【河川、山】

【解説】

「河川の軸」、「山の景域」では、日本の原風景を思わせる棚田や山村集落などの良好な景観を数多く見ることができます。そこでは、伝統的な和風木造建築の形態や地場産材の石材・木材を使った意匠が地域の基調となっています。

そうした、地域の基調となっている伝統的な形態や意匠と調和するよう配慮が必要です。



地域の伝統的な形態・意匠で計画された公営住宅の例

- ・ 周囲の自然景観や集落の伝統的な形態・意匠と調和させる。

【谷あい】

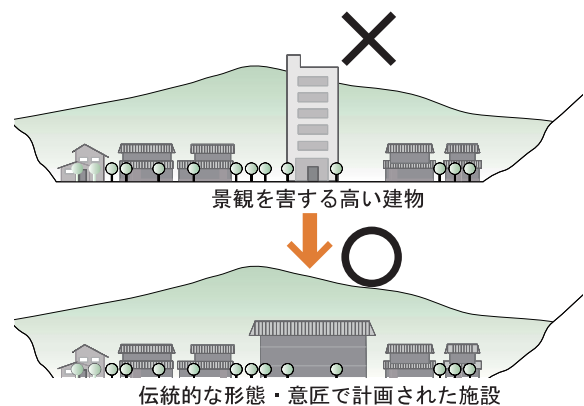
【解説】

「谷あいの景域」では、無機質な形態や奇抜な意匠は、周囲の自然景観を乱す恐れがあります。そのため、周囲の自然環境と調和した形態や意匠となるよう配慮が必要です。

また、古くからある伝統的な和風木造建築の農家住宅などを参考にしながら、周辺と調和した形態や意匠となるよう配慮が必要です。



黒木町の谷あいの風景



- ・里山や古くからの集落が広がる地域では、周囲の基調となっている形態・意匠と調和させる。

【丘】

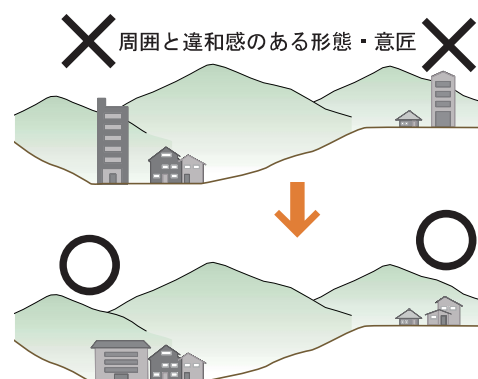
【解説】

「丘の景域」では、緩やかな斜面地に建つのだかな集落景観が数多く見ることができ、古くからある伝統的な和風木造建築の農家住宅などが創り出す景観が基調となっています。

そうした基調となっている形態や意匠と調和するよう配慮が必要です。



丘の風景（高田町）



周囲の基調となっている形態・意匠と調和させる

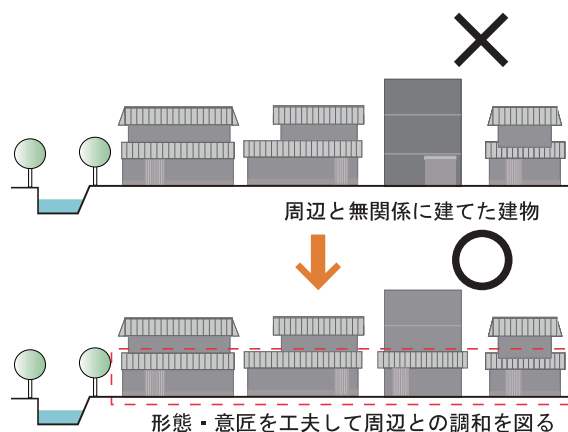
- ・周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。

【田園、掘割・クレーク、干拓地】

【解説】

「田園の景域」、「掘割・クレークの景域」、「干拓地の景域」では、遠くまで見渡すことができ、広々とした田園景観となっています。そこでは、周囲と無関係に建物を建てた場合には、良好な田園景観を乱す恐れがあります。

そのため、周囲の景観と調和するよう、形態や意匠を工夫する必要があります。



- ・昔ながらの伝統的な佇まいを模範に、クリークが創り出している（又は広大な干拓地の）田園景観に馴染む形態意匠とする。

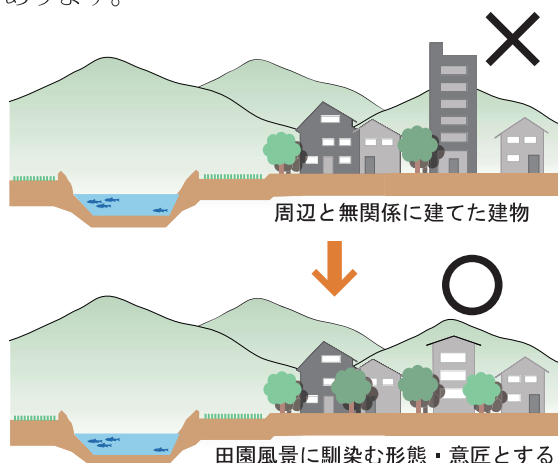
【掘割・クリーク、干拓地】

【解説】

「掘割・クリークの景域」、「干拓地の景域」では、広々とした田園の中を縦横にクリークが張り巡らされ、クリーク沿いに集落が形成されているのが特徴となっています。そこには、列状集落や「くど造り」の農家住宅など伝統的な家屋があり、それらを模範として、クリークが創り出している田園景観に馴染む形態や意匠となるよう配慮する必要があります。



干拓地列状住宅の例



- ・商店街や役場周辺など、多くの人が集い賑わう場所においては、景観上重要な建物、樹木などへの見通しに配慮し、周辺の建物や公共空間のデザインとの調和を図る。

【まち】

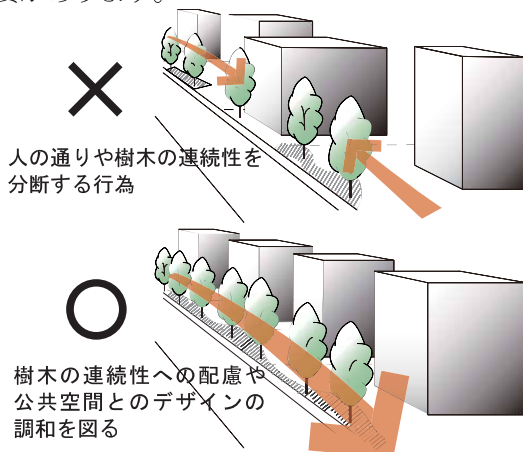
【解説】

「まちの景域」では、商店街や役場などの公共施設が集まり、多くの人が集い賑わう魅力的な景観を創出することが望まれます。

ここでは、役場・公民館といったまちのランドマークとなっている建物や歴史的価値のある建物など景観上重要な建物や、地域に古くから親しまれてきた樹木への見通しに配慮し、周辺の建物や公園・道路など公共空間のデザインとの調和を図る必要があります。



みやま市山川市民センター



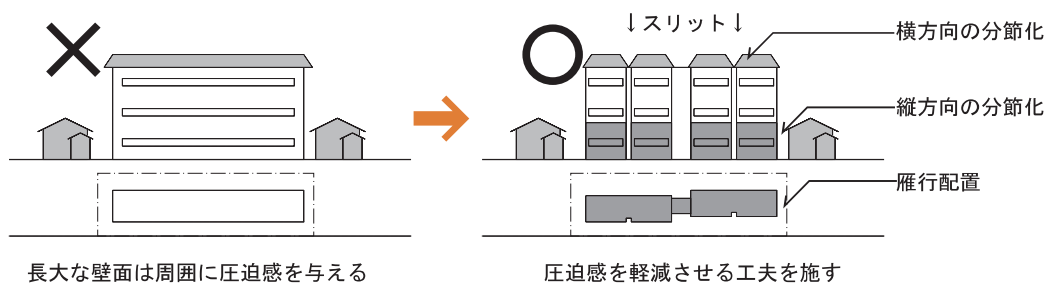
b-2. 壁面の分節

- ・大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。

【河川、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち】

【解説】

大規模で長大な壁面は、周辺の建物に比べて、周囲に圧迫感を与えることがあります。そのため、壁面にスリットを入れたり、外観上の材料を変えることなどによる分節化や、建物を雁行させるなどのほか、上部をセットバックさせるなどによって、圧迫感を軽減させるような配慮が必要です。



b-3. 設備類

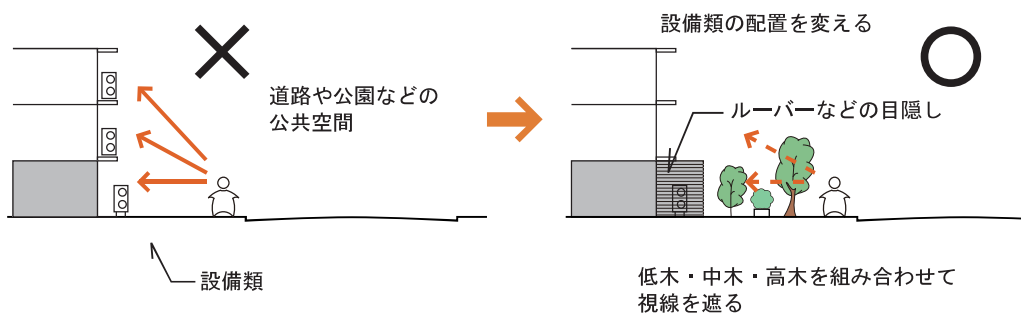
- ・歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。

【河川、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち】

【解説】

道路や公園などの公共空間は、多くの歩行者が利用する場所です。公共空間に面して屋外空調設備機器などが露出していると、そこから見える景観が損なわれます。

そのため、道路や公園などの公共空間に接している面には、設備類を配置しないようにします。やむを得ず配置する場合は、目隠しを施したり、植栽などによって修景を図ることが必要です。



b-4. 色彩

- ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。

【河川、山、田園、掘割・クリーク、干拓地、まち】

【解説】

環境色彩基準をP 22のとおり、定めています。

矢部川流域の基調となっている自然景観、田園景観を尊重し、多様でありながら周囲の景観と調和するよう、環境色彩基準として、その「基本的な考え方」、「定量的な基準」、「適用除外」を定めています。

●建築物の色彩基準の考え方

景観特性により景域を3つのグループに分け、それぞれに基準を設定しています。

外壁については、建築物の機能性、意匠性を考慮し、壁面の4/5以上の部分が基準に適合するものとしています。

【河川、山、谷あい、まち(矢部村・星野村)】

主に山間部に位置し、山や森林などを背景にするため、明るさに上限をもたせた基準にしています。また、外壁の色では茶系の色彩を、屋根の色では緑系の色彩を幅広く許容し、自然の色との調和を意識した基準としています。

【丘、田園、掘割・クリーク、干拓地】

丘陵や平野など視界が開けた場所であるため、明るい色を許容する基準にしています。特に高台や田園の中の視界が開けた場所では、背景となる空の色との調和が望まれます。

【まち(矢部村・星野村を除く)】

中心市街地としての賑わいや都市活動を妨げないよう、必要以上の制限はさけ、幅の広い色彩を許容する基準としています。

●工作物の色彩基準の考え方

景域を2つのグループに分け、基準を設定しています。

【河川、山、谷あい】

主に山間部に位置し、山や森林などを背景にするため、明るさに上限をもたせた基準にしています。そのため、比較的暗く、落ち着いた色彩を使用することが望まれ、周囲の大半が自然環境となる場所においては、自然の色彩と調和するよう配慮する必要があります。

【丘、田園、掘割・クリーク、干拓地、まち】

矢部川流域は自然景観や田園景観が身近にあることが大きな特徴であるため、その自然景観や田園景観を乱すようなけばけばしい色彩を除く基準にしています。

- ・周囲の自然景観や田園景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。茶系、無彩色の暗い色彩を推奨する。

【谷あい】

【解説】

「谷あいの景域」についても、P 22 の環境色彩基準に適合させることが必要です。

また、「谷あいの景域」では、山や森林、集落などを背景にする景観が多いため、茶系、無彩色の暗い色彩を使用することを推奨しています。



谷あいの景域（飯江川）



- ・周囲の茶畑などの田園景観や自然景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。緑系、茶系、無彩色の色彩を推奨する。

【丘】

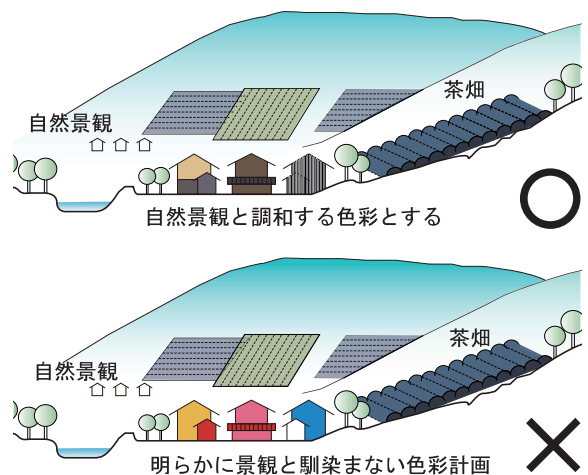
【解説】

「丘の景域」についても、P 22 の環境色彩基準に適合させることが必要です。

また「丘の景域」では、茶畑が一面に広がる景観あるいは里山やまとまった斜面樹林などの自然景観が特徴となっているため、緑系、茶系、無彩色の色彩を使用することを推奨しています。



地域の茶畑



c. 外構・緑化等

c-1. 敷地の緑化・修景

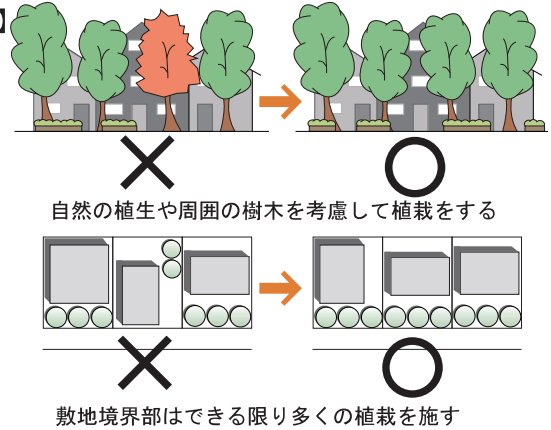
・自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。

【河川、山、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地】

【解説】

樹木はその地域の景観の向上に重要な役割を持ちます。

自然の植生に配慮して、同じ樹種を植えるなどして、周辺と一体感を持たせると共に、敷地周囲にはできる限り多くの樹木による植栽を施すことによって、豊かで魅力ある景観を創出します。



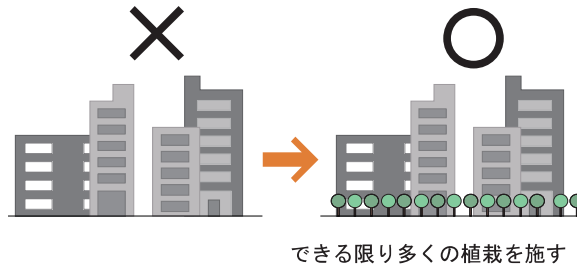
・できるだけ多くの樹木による植栽を施す。

【まち】

【解説】

敷地内に緑化を行うことによって、豊かで魅力ある景観が創出されたり、周辺の自然景観との調和が図られます。

まちの景域では、できる限り多くの植栽を施すことで、魅力あるまちなみ景観を創出に努めます。



c-2. 塀・フェンス

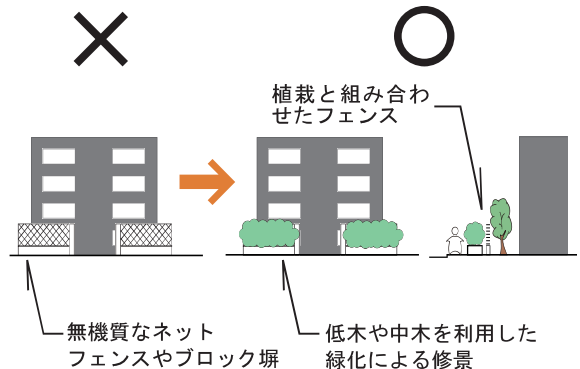
・敷地境界部では、ネットフェンスやブロック塀等は設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化による修景を施す。

【丘】

【解説】

無機質なネットフェンスやブロック塀等は、まちなみ景観に圧迫感を与えることがあります。

できるかぎり生垣などの植栽によるものとし、やむを得ずフェンスなどを設置する場合には、緑化による修景を施すなどの配慮が必要です。



②開発行為・土地の形質の変更等

d. 周辺環境

・十分に事前調査を行い、水の流れや生態系など自然環境の維持に配慮する。

【河川】

【解説】

矢部川流域には、豊かな自然環境と多様な動植物が生息する生態系を育み、魅力的な景観を創り出しています。

そのため、河川・水路・地下水脈などの水の流れを分断することのないよう、また河川が育んでいる生態系を乱すことのないよう、十分に事前調査を行い、自然環境の維持に配慮する必要があります。



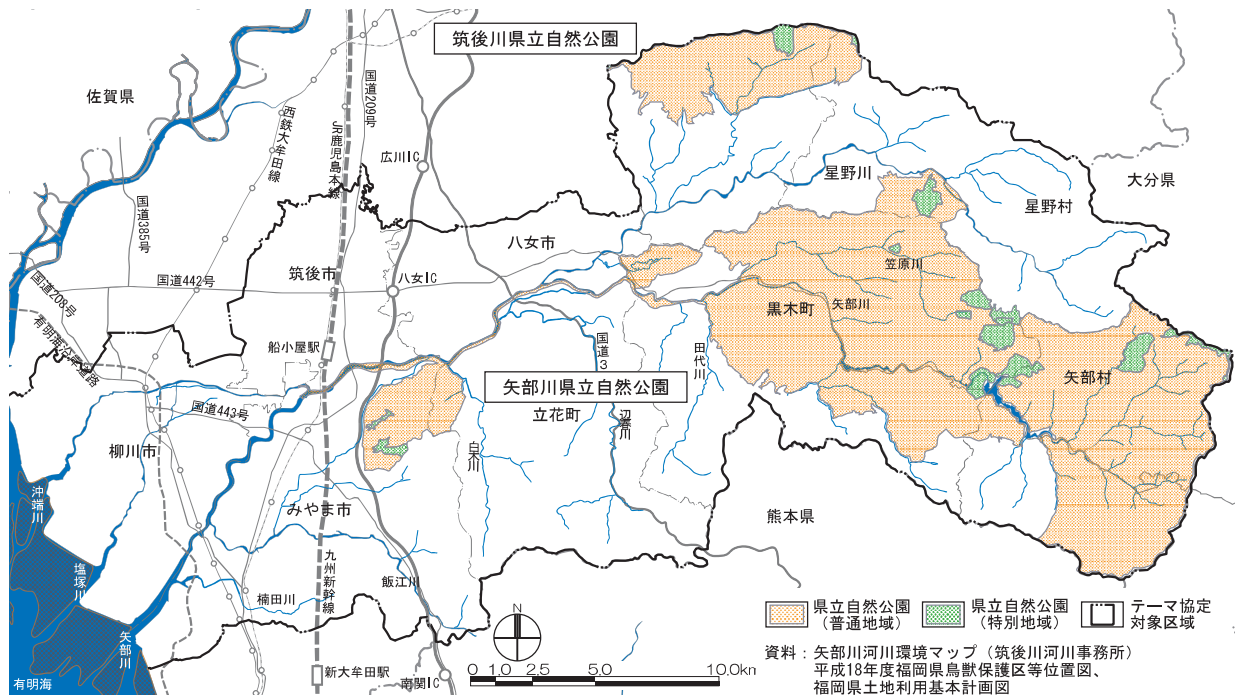
参考とすべき資料：福岡県の希少野生生物—福岡県レッドデータブック 2001—

・自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。

【山】

【解説】

矢部川流域の水源涵養を担っている森林には、多様な動植物が生息する生態系を育んでいます。中流から上流にかけて、「矢部川県立自然公園」及び「筑後川県立自然公園」に指定され、豊かな自然環境、植生を育んでいます。そのため、貴重種の保存に努め、環境を大きく改変するような開発は避け、既存の自然環境を活かすよう配慮する必要があります。



参考とすべき資料：福岡県の希少野生生物—福岡県レッドデータブック 2001—

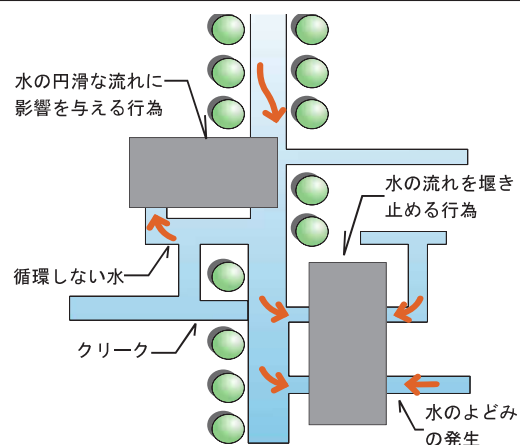
- ・掘割・クリークの水のネットワークに配慮する。

【掘割・クリーク】

【解説】

矢部川下流の「掘割・クリークの景域」では、縦横に張り巡らされた水路を通して、田畑・集落などを水が巡る「水のネットワーク」が形成されています。その結果、潤いのある良好な水辺景観を創出しています。

開発行為等を行う際には、そうした水のネットワークを分断しないよう配慮する必要があります。特に、水の流れがよどむような水路の埋め立てや護岸の改変などは避けるよう配慮する必要があります。



e. 造成、切土・盛土

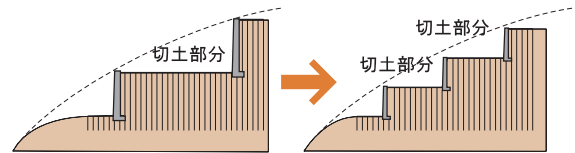
- ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。

【河川、山、谷あい、丘】

【解説】

大規模な造成により既存の地形が大幅に改変され、同時にそれまで地域が慣れ親しんできた自然が一変し、良好な景観が損なわれる場合があります。

そのため、できるだけ既存の地形を尊重し、切土・盛土を最小限に抑えた造成に努める必要があります。



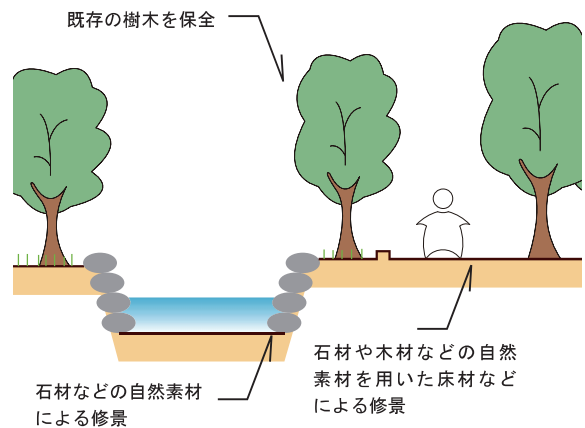
- ・掘割・クリークの護岸については、石材などの自然素材をできるだけ使用するなど周辺の景観に配慮して修景する。

【掘割・クリーク】

【解説】

コンクリートなどでつくられた護岸は、それまで地域で親しまれてきた趣のある景観と調和しないことがあります。

そのため、できるだけ石材や木材などの自然素材を使用した修景をおこない、周辺の景観に配慮する必要があります。



f. 既存樹木・樹林等の保全

・まとまった斜面地の樹林帯や河岸の楠並木については、できるだけ保全する。

【河川、谷あい、丘】

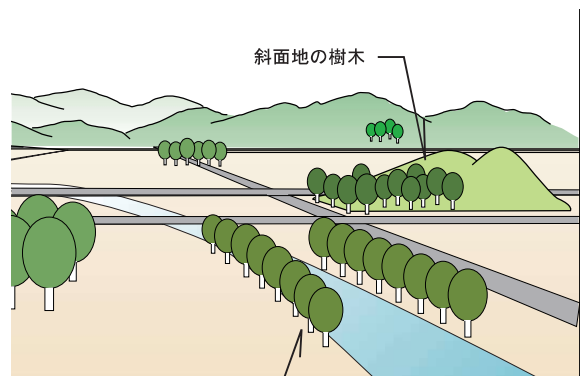
【解説】

地形が大きく変化する「河川の軸」や「谷あいの景域」、「丘の景域」では、斜面地の樹林帯や河川沿いに連続する楠並木などのまとまった緑は、特徴のある良好な景観を創り出しています。

そのため、斜面地の樹林帯や河岸の楠並木の既存樹木の伐採は最小限にとどめ、できるだけ保全に努めます。



矢部川沿いの楠並木



・田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林等や、河川や水路（又は掘割・クリーク）沿いの樹林や灌木、木竹等は、できるだけ維持・保全する。

【田園、干拓地、掘割・クリーク】

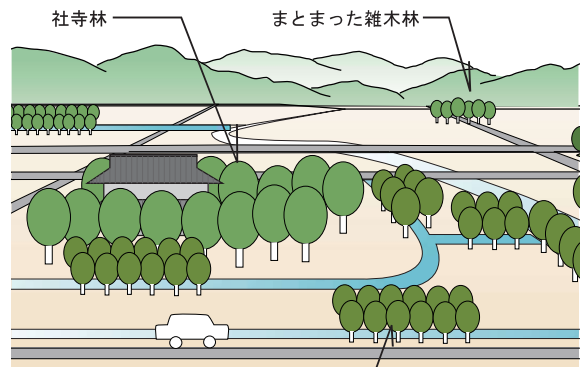
【解説】

遠くまで視界が広がる「田園の景域」や「干拓地の景域」の中の一団にまとまった緑等は、その田園景観のアクセントとなり、ランドマーク（目印）になっており、特徴ある良好な景観を創り出しています。

そのため、それら一団にまとまった緑等については、伐採は最小限にとどめ、できるだけ保全に努めます。また、それら一団にまとまった緑等が創り出している景観が、開発後も維持されるよう、出入口の位置や緩衝帯の設置など配慮する必要があります。



竈門神社の社寺林



5
景観形成基準の解説

③外観照明・屋外照明

g. 照度の抑制

- ・河川景観および周辺の自然景観、田園景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。

【河川】

- ・良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。

【山、谷あい、丘】

【解説】

「河川の軸」は、矢部川流域の上流から下流まで、変化する河川と共に河川沿いの経済活動、土地利用などが多様な景観をつくり、連続しています。その上流・中流は、ホタルや星空を観賞する自然が豊かな地域であり、夜間景観が楽しめる「暗がり」が確保されている場所です。その一方で市街地に近い下流では、夜間も安心して活動することができ、夜間景観を楽しめる場所です。

「山の景域」、「谷あいの景域」、「丘の景域」は、主に自然景観が広がる夜間は暗い地域です。

そのため、外観照明・屋外照明は、明るすぎない光源を使用し、上方に光が漏れない照明器具とするなどの配慮が必要です。（参考：P75）

また、「光害対策ガイドライン」（平成 18 年 12 月 環境省）を遵守し、特に本ガイドラインの「良い照明環を得るためのチェックリスト」の「2. 人間諸活動への影響に関する低減対策」および「3. 動植物（自然生態系）への影響に関する低減対策」を考慮する必要があります。

h. 点滅照明

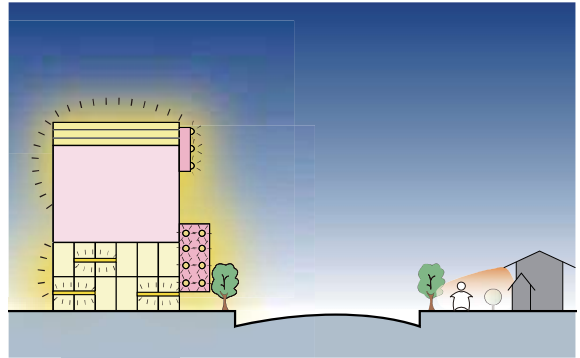
- ・点滅照明は、設置しない。

【河川、山、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地】

【解説】

点滅照明は、主に自然や田園が広がる矢部川流域においては、落ち着いた夜間景観を乱す恐れがあるため、原則として、設置しないものとします。特に星空や月夜などの良好な夜間景観が望める場所においては、 unnecessary 動光・点滅照明の設置は避ける必要があります。

ただし、法令で定められている点滅照明、賑わいの演出や防犯等で必要な「まちの景域」の照明及び、祭り・行事など一時的に設置される照明については、除外します。



i. 照明器具

- ・派手な照明器具は設置しない。

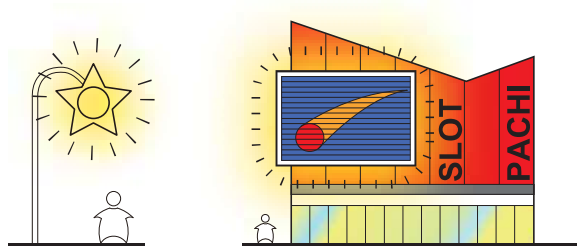
【河川、山、谷あい、丘】

【解説】

「河川の軸」や「山の景域」、「谷あいの景域」、「丘の景域」は、主に自然景観が広がっている地域であり、人工的な構造物は必要最小限のものとなるようにします。

そのため、照明器具は、安全性、効率性、快適性の確保をしつつ、周辺の自然景観を乱さない控えめな意匠・デザインとします。特に、昼間の見え方に配慮する必要があり、器具の色彩についても十分配慮する必要があります。

また、ネオンサインや映像を映し出す電光表示装置等は設置しないものとします。



■上方光束比と照明器具

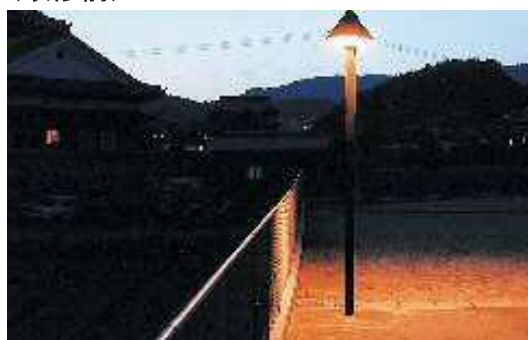
上方光束比	0%	0%~5%	0%~15%	0%~20%
照明器具の例				
配光形状				

■遮光板を使用し光の方向を制御した照明

●対策の実例

県内の某コミュニティセンターにおいては、グラウンドに設置されていた街路灯が隣接する田園との境界近くであり、照明光が水稻の成育に影響を与えることが懸念されていた。このため、既設の70W街路灯を、田園に光が届かないように配光制御された街路灯に変更した。グラウンド側の水平面照度が約30%向上し、演色性も大幅に向上するとともに、田園への光漏れも無くなった。

(改修前)

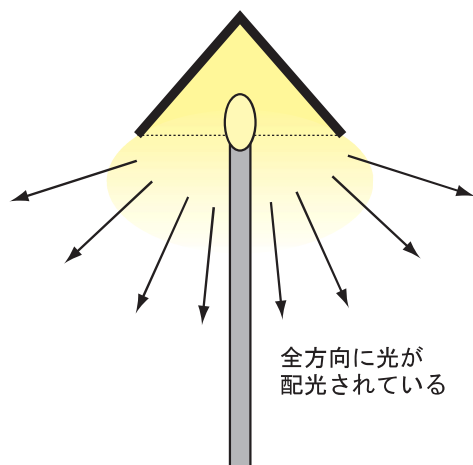


(改修後)

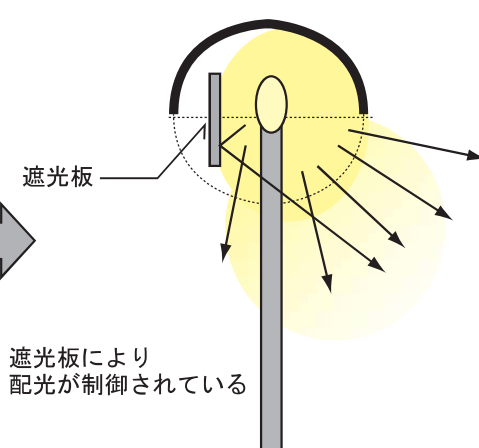


照明改修事例 県内某コミュニティセンター

(改修前)



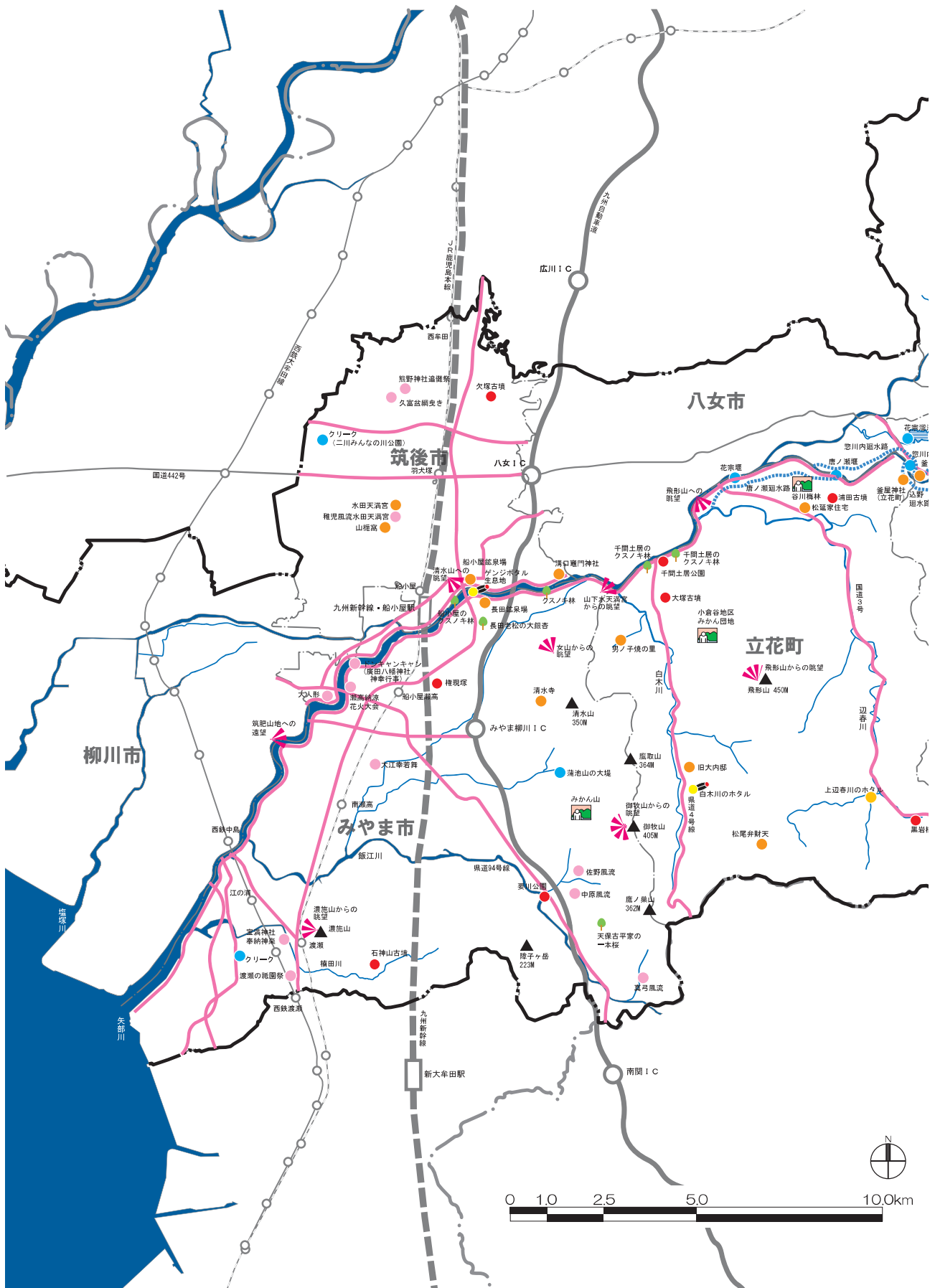
(改修後)

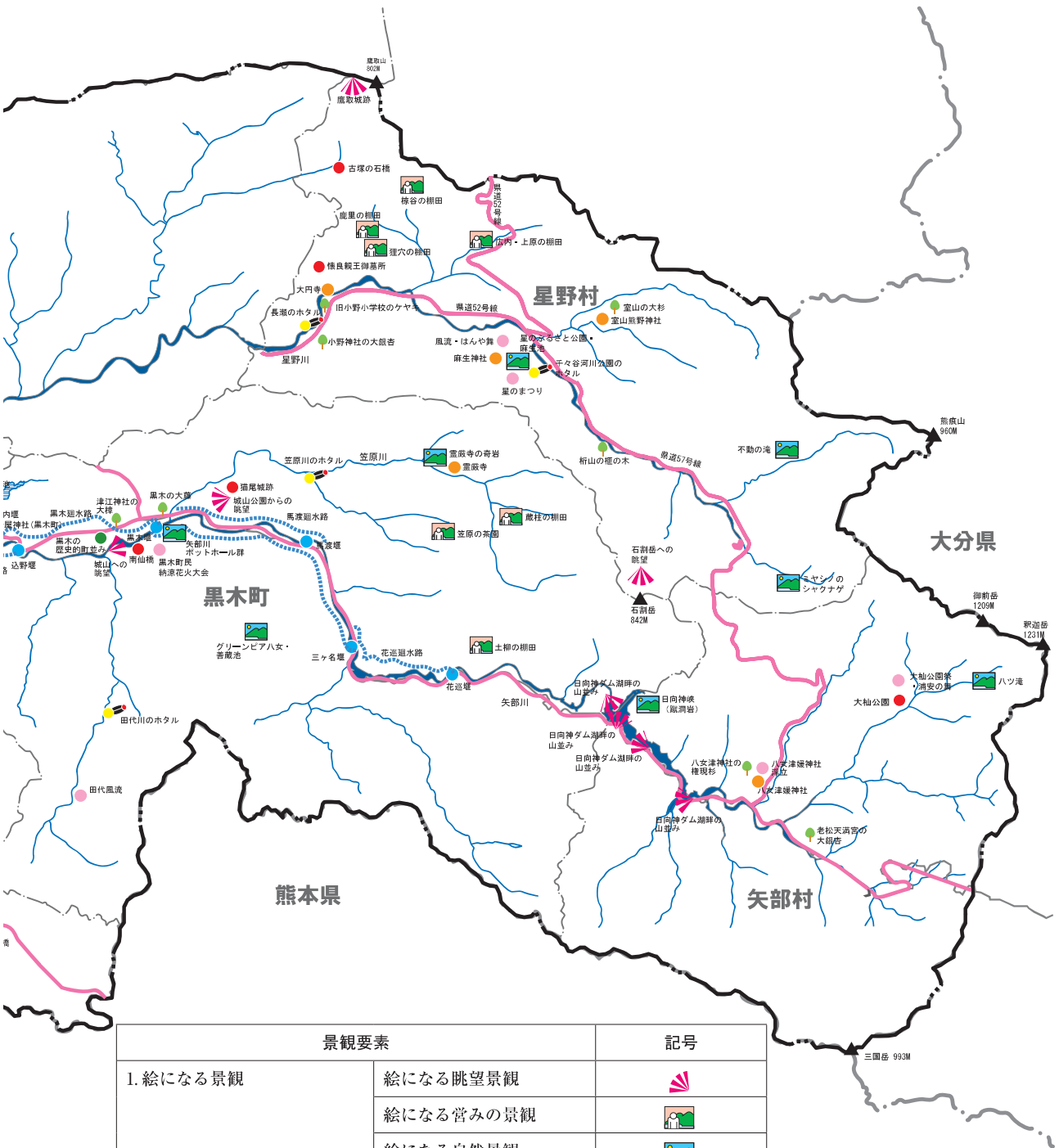


出典：地域照明環境計画策定マニュアル（平成12年6月 環境庁大気保全局）

3) 特定基準の解説

■ 特定基準重要景観位置図





景観要素		記号
1. 絵になる景観	絵になる眺望景観	
	絵になる営みの景観	
	絵になる自然景観	
2. 水の循環と密接に関わる景観	水網の景観	
	ホテルの景観	
3. まちなみと歴史的景観	歴史的まちなみ	
	歴史的建物	
	歴史的構造物・史跡等	
	樹木	
4. 四季の変化を楽しむ景観		
5. 連続した景観		

(1) 特定基準一覧

※特定基準一覧における各景観要素は下表の記号に読み替えて表記する。

景観要素		記号	重要景観位置図における凡例
1. 絵になる景観	絵になる眺望景観	1-a	
	絵になる営みの景観	1-b	
	絵になる自然景観	1-c	
2. 水の循環と密接に関わる景観	水網の景観	2-a	及び
	ホテルの景観	2-b	
3. まちなみと歴史的景観	歴史的まちなみ	3-a	
	歴史的建物	3-b	
	歴史的構造物・史跡等	3-c	
	樹木	3-d	
4. 四季の変化を楽しむ景観		4-a	
5. 連続した景観		5-a	

①建築物・工作物

項 目	基 準	景 観	参照頁	
a 配置・高さ・規模	1 眺望	<input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みがつくるスカイラインを阻害しない配置、規模、高さとする。	1-a	P.54
		<input type="checkbox"/> 「絵になる営みの景観」(又は「絵になる自然景観」)への眺望を阻害しないよう、その構図や構成に配慮した配置、高さ・規模とする。	1-b, 1-c	P.54
		<input type="checkbox"/> 圧迫感や違和感を生じない配置、高さ、規模とする。	2-a	P.55
		<input type="checkbox"/> 「ホテルの景観」を阻害しない配置、高さ、規模とする。	2-b	P.55
		<input type="checkbox"/> 歴史的まちなみのスカイラインを乱さない配置、高さ、規模とする。	3-a	P.55
		<input type="checkbox"/> 歴史的まちなみの壁面線に配慮した配置とする。	3-a	P.56
		<input type="checkbox"/> 歴史的建物と調和する配置、高さ、規模とする。特に正面からは歴史的建物が引き立つよう配慮する。	3-b	P.56
		<input type="checkbox"/> 歴史的建物の背後に突出しない高さとする。	3-b	P.56
		<input type="checkbox"/> 歴史的構造物(又は「樹木」)が創り出している景観と調和するよう、主要な視点場からの見え方に配慮した配置・高さ・規模(又は「配置」)とする。	3-c, 3-d	P.57
		<input type="checkbox"/> 主要な視点場から樹木を望見できるよう、周囲の建築物や工作物は高さを低く抑える。	3-d	P.57
	<input type="checkbox"/> 主要な視点場から見て、祭り・イベントの舞台や祭事を四季折々の風物への景観を阻害しない、調和を乱さない配置、高さ、規模とする。	4-a	P.58	
<input type="checkbox"/> 周辺の景観や背景となる景観と調和するような配置とする。	5-a	P.58		
2 地形との調和	<input type="checkbox"/> 斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。	1-a, 1-b, 1-c, 3-b, 3-c, 4-a	P.59	
3 大規模工作物	<input type="checkbox"/> 鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、高さを抑え、目立たない配置とする。	1-a	P.59	
	<input type="checkbox"/> 鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。	1-b, 1-c, 3-b	P.59	

項目	基準	景観	参照頁	
b 形態・意匠・色彩	1 景観要素との調和	<input type="checkbox"/> 全体および隣接する建物等のバランスを十分検討し、背景となる眺望景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする。	1-a	P.60
		<input type="checkbox"/> 地域のランドマークとして親しまれている「清水山」、「飛形山」、「城山」を望む眺望景観においては、伝統的な形態・意匠とし、対象となる景観要素と調和させる。	1-a	P.60
		<input type="checkbox"/> 俯瞰する眺望景観では、展望所などの視点場から見て、著しく派手な形態・意匠としない。	1-a	P.61
		<input type="checkbox"/> 季節ごとに変わる棚田や果樹園の様相と調和するよう、落ち着いた形態・意匠とする。	1-b	P.61
		<input type="checkbox"/> 自然景観と調和した形態・意匠とする。	1-c	P.61
		<input type="checkbox"/> 廻水路や掘割などの「水網の景観」と調和し、周囲に圧迫感を与えない形態とする。	2-a	P.62
		<input type="checkbox"/> 意匠は、水辺に配慮したデザインとする。	2-a	P.62
		<input type="checkbox"/> 水辺に建つ建築物は、伝統的な形態・意匠とする。	2-a	P.62
		<input type="checkbox"/> 歴史的まちなみ（又は「歴史的建物、神社・寺院」、又は「歴史的構造物が創り出している景観」と調和するよう、伝統的建築様式を取り入れた形態・意匠とする。	3-a, 3-b, 3-c	P.63
		<input type="checkbox"/> 樹木が創り出している景観と調和するよう、立地する景域の特性を考慮し、地域の伝統的な形態・意匠に配慮する。	3-d	P.63
	<input type="checkbox"/> 祭り・イベントの期間に設置される舞台との調和を図る。	4-a	P.64	
	2 屋根	<input type="checkbox"/> 傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。	1-b, 1-c, 3-a, 3-b, 3-c	P.64
	3 設備類	<input type="checkbox"/> 設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。	1-a, 1-b, 1-c, 3-a, 3-b, 3-c, 3-d, 4-a, 5-a	P.65
	4 素材	<input type="checkbox"/> 外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。	1-b, 1-c, 2-b, 3-a, 3-b	P.65
	5 色彩	<input type="checkbox"/> 環境色彩基準に適合させる。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b, 3-a, 3-b, 3-c, 3-d, 4-a, 5-a	P.66
		<input type="checkbox"/> 景観要素である山並みや樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。	1-a	P.66
		<input type="checkbox"/> 景観要素である棚田の石垣や樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。	1-b	P.66
		<input type="checkbox"/> 景観要素である河川の岩や山並みと調和する茶系、無彩色の色彩とする。	1-c	P.66
		<input type="checkbox"/> 景観要素である護岸の灌木や岩や護岸の石垣と調和する茶系、無彩色の色彩とする。	2-a	P.66
<input type="checkbox"/> 景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板など歴史的まちなみと調和する茶系、無彩色の色彩とする。		3-a	P.66	
<input type="checkbox"/> 景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板などと調和し、歴史的建物を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		3-b	P.66	
<input type="checkbox"/> 景観要素である遺構・建屋と調和し、歴史的構造物・史跡等を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		3-c	P.66	
<input type="checkbox"/> 景観要素である樹木を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		3-d	P.66	
<input type="checkbox"/> 景観要素である祭り・イベントを引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。	4-a	P.66		
c 外構・緑化等	1 境界部の緑化	<input type="checkbox"/> 視点場側の敷地境界部は緑化する。	1-a, 1-c, 2-a, 2-b, 3-b, 3-c, 3-d	P.67
		<input type="checkbox"/> 大規模な壁面や工作物が通りに露出する場合は、敷地境界に緑化あるいは修景を施す。	5-a	P.67
	2 その他	<input type="checkbox"/> 俯瞰する展望所では、案内サインや柵など工作物は、視界を遮らないよう配慮する。	1-a	P.68
		<input type="checkbox"/> 駐車場は、視点場から見えない位置に配置する。また車のライトがホタルの生息域に投光しないものとする。	2-b	P.68
		<input type="checkbox"/> 敷地内の緑化は、既存の植生に配慮する。	3-d	P.69

②開発行為・土地の形質の変更等

項目	基準	景観	参照頁	
d 造成等	1 法面・擁壁	□法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b, 3-a, 3-b, 3-c, 3-d, 4-a, 5-a	P.70
	2 その他	□既存の樹木は、できる限り保全する。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b, 3-c, 5-a	P.70
		□棚田の石積みは原則として保全する。やむを得ず撤去あるいは改修する場合は、周囲と調和するよう緑化による修景や、素材、工法を工夫する。	1-b	P.71
		□掘割・クレーク・廻水路などの護岸については、できるだけ石材などの自然素材を用いるとともに多自然護岸とするなど、周辺の景観との調和や生態系に配慮する。	2-a	P.71
		□水流・水脈の断絶やホタルを育てている生態系に影響を及ぼすような、造成はおこなわない。	2-b	P.72
		□水路の付け替えなどで護岸を改修する際には、ホタルを含む動植物の生息環境に十分注意する。	2-b	P.72
e 土石類の採取	□土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。	1-a, 1-b, 1-c	P.73	
f 物件の堆積	□（視点場から見える場所に）資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。	1-a, 1-b, 1-c, 2-b, 3-a, 3-b, 3-c, 3-d	P.73	

③外観照明・屋外照明

項目	基準	景観	参照頁	
g 照明	1	□重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b	P.74
	2 照度の抑制	□重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	3-b, 3-c, 3-d, 4-a	P.74
		□周辺の自然景観・田園景観等に配慮し、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	5-a	P.75

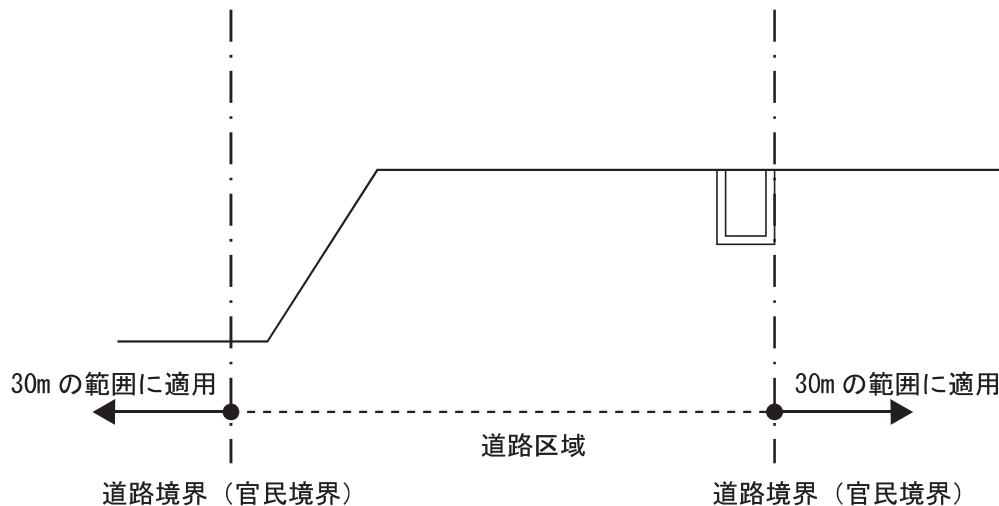
④自動販売機

項目	基準	景観	参照頁
h 自動販売機	□野立ての自販機は設置しない。	2-b	P.76
	□店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩を使用し修景をおこなう。内蔵する照明は明るすぎないようにする。	3-a	P.76

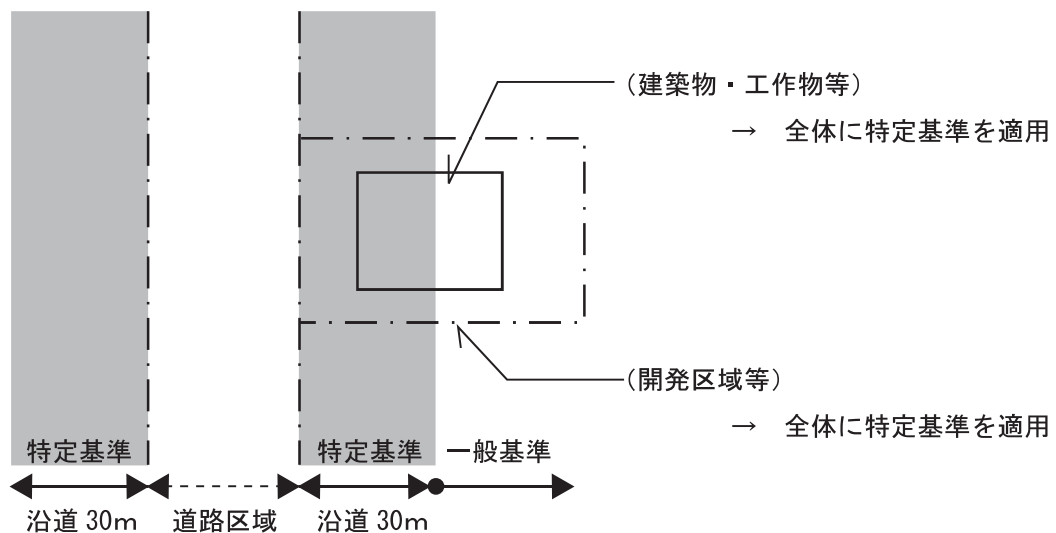
■連続した景観における届出対象行為

重要景観のうち「連続した景観」については、対象が道路、河川といった線的に連続するものであるため、固定した視点場、景観要素を定めず、道路については沿道両側30mの範囲、河川については河川沿い両側200mの範囲において、景観形成基準への適合を求めています。

- ・河川沿い両側200mの範囲は一般基準景域図に示しています。県又は市町村窓口設置の図面でも確認できます。
- ・道路沿道両側30mの範囲は以下のとおりとします。



○行為が沿道30mの内外にわたる場合



○行為が特定基準の適用区域と一般基準の適用区域にまたがる場合は、行為全体に特定基準が適用されます。

その他の重要景観についても同様とします。

(2) 特定基準の解説

①建築物・工作物

a. 配置・高さ・規模

a-1. 眺望

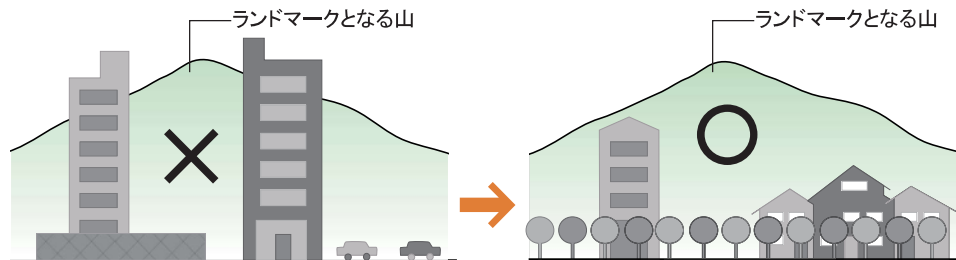
- ・ランドマークとなっている山や山並みがつくるスカイラインを阻害しない配置、規模、高さとする。

【絵になる眺望景観】

【解説】

絵になる眺望景観のうち、俯瞰する景観で見ることのできるランドマークとなっている山や山並みがつくるスカイラインは、良好な景観として印象付けている重要な景観構成要素です。

その俯瞰する景観を視点場から眺望した時に、山や山並みがつくるスカイラインを阻害しないよう、配置、規模、高さを工夫する必要があります。



- ・「絵になる営みの景観」（又は「絵になる自然景観」）への眺望を阻害しないよう、その構図や構成に配慮した配置、高さ・規模とする。

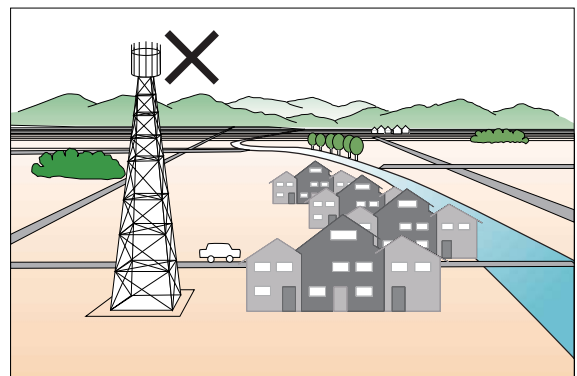
【絵になる営みの景観、絵になる自然景観】

【解説】

絵になる営みの景観や絵になる自然景観は、幾つかの主要な景観構成要素の組み合わせによって、良好な景観を創り出しています。

営みの景観では、作物の彩りが鮮やかな田畑・果樹園と、背後の森や山々の自然景観を背景にして、田植えや収穫など人々が農業を営む光景が組み合わさって、絵になる景観を構成しています。そのため、その構図や構成に配慮するとともに、視点場から見た場合に、人々の営みが行われる田畑や果樹園などの中心的な景観構成要素を阻害しない配置、高さ、規模とする必要があります。

自然景観では、永い年月により自然が創り出した奇岩や滝、池などと、周囲の森、山並みなどの背景が組み合わさって、絵になる景観を構成しています。そのため、その構図や構成に配慮するとともに、視点場から見た場合に、奇岩や滝、池などの中心的な景観構成要素を阻害しない配置、高さ、規模とする必要があります。



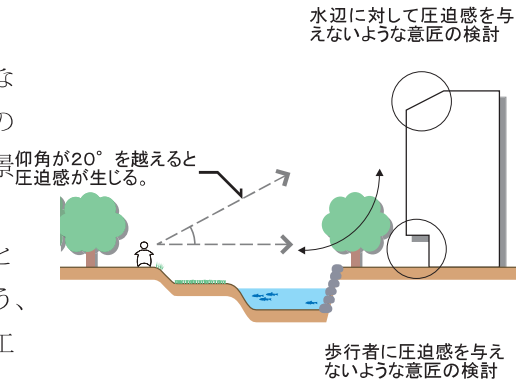
- ・ 圧迫感や違和感を生じない配置、高さ、規模とする。

【水網の景観】

【解説】

水網の景観を構成している河川やクリーク、廻水路、溜池などは、古くから地域の人々に親しまれてきた景観であり、その水の流れや水面は趣のある景観を見せてくれます。そうした景観に圧迫感や違和感を生じないようにします。

そのため、視点場から見た場合に、仰角 20°を越える高さとならないようにします。また単一で巨大なものとならないよう、分棟化や配置を工夫するなどして見かけの規模を抑えるよう工夫します。

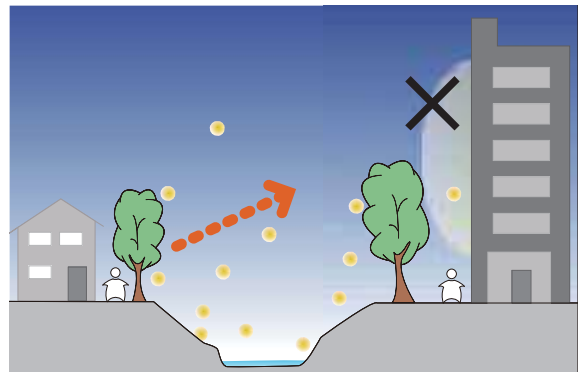


- ・ 「ホタルの景観」を阻害しない配置、高さ、規模とする。

【ホタルの景観】

【解説】

視点場から見た場合に、「ホタルの景観」を阻害するような、単一で巨大な建築物等が写り込まないように、その配置、高さ、規模を工夫します。

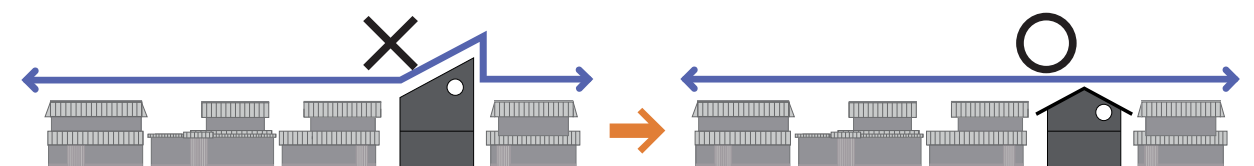


- ・ 歴史的まちなみのスカイラインを乱さない配置、高さ、規模とする。

【歴史的まちなみの景観】

【解説】

「歴史的まちなみの景観」では、2～3階建ての歴史的な建物によって、一定の高さのスカイラインが創り出されています。そのため、高さを抑えたり、分棟化や配置の工夫により、視点場から見た場合の見かけの規模を抑えたりします。

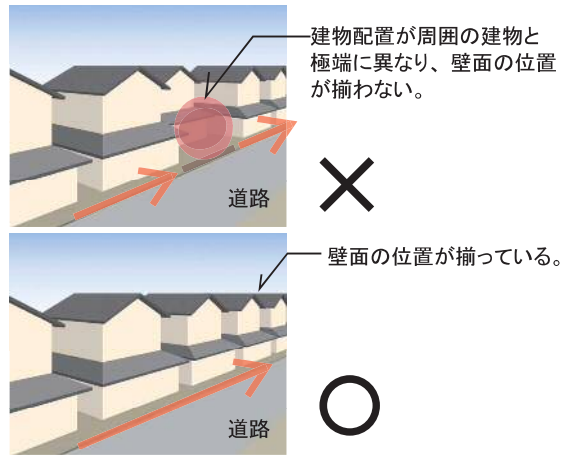


- ・ 歴史的まちなみの壁面線に配慮した配置とする。

【歴史的まちなみの景観】

【解説】

「歴史的まちなみの景観」では、通りに沿って建物が建ち並ぶことによって、統一感のある落ち着いた景観の魅力を醸し出しています。そのため、壁面の位置は、周辺の建物に配慮して、壁面線を揃えて計画する必要があります。



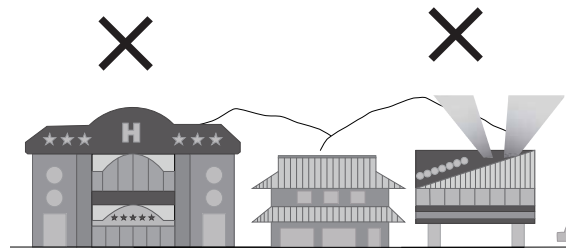
- ・ 歴史的建物と調和する配置、高さ、規模とする。特に正面からは歴史的建物が引き立つよう配慮する。

【歴史的建物】

【解説】

「歴史的建物」と共に周囲の社寺林や温泉街のまち並み等と調和する必要があります。そのため、歴史的建物から後退させた配置としたり、高さを抑えたり、分棟化して見かけの規模を抑えるなどします。

特に視点場から見る正面では、参道や門などがあり、そうした付属の構造物などにも配慮する必要があります。



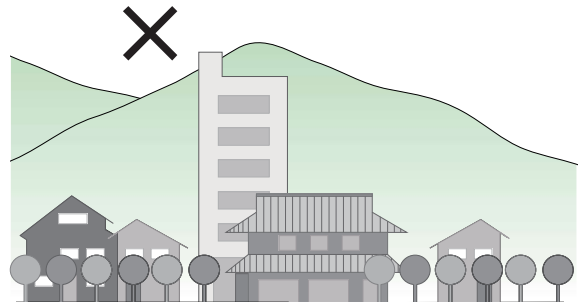
- ・ 歴史的建物の背後に突出しない高さとする。

【歴史的建物】

【解説】

視点場から見て、歴史的建物の最高高さの部分を超えて、建築物等を建てないようにします。

神社仏閣で周囲に社寺林がある場合には、その社寺林を超えない高さとしします。



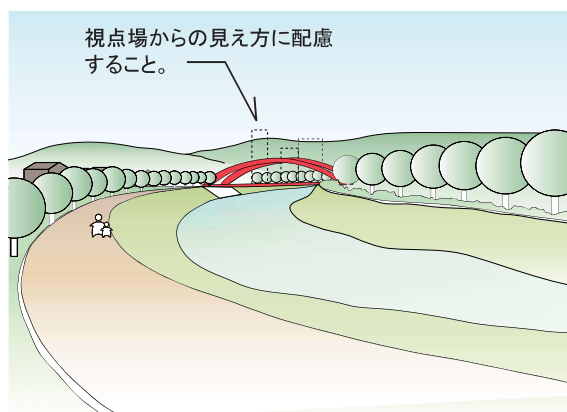
- ・ 歴史的構造物（又は「樹木」）が創り出している景観と調和するよう、主要な視点場からの見え方に配慮した配置・高さ・規模（又は「配置」）とする。

【歴史的構造物・史跡等、樹木】

【解説】

視点場から見て、主要な景観要素と周囲との調和を乱すような、単一巨大なものとならないよう、高さを抑えたり、分棟化や配置の工夫により、見かけの規模を抑えます。

隣接する敷地（石橋・木橋は直近の敷地）においては、高さは10m以下・2階以下程度とします。

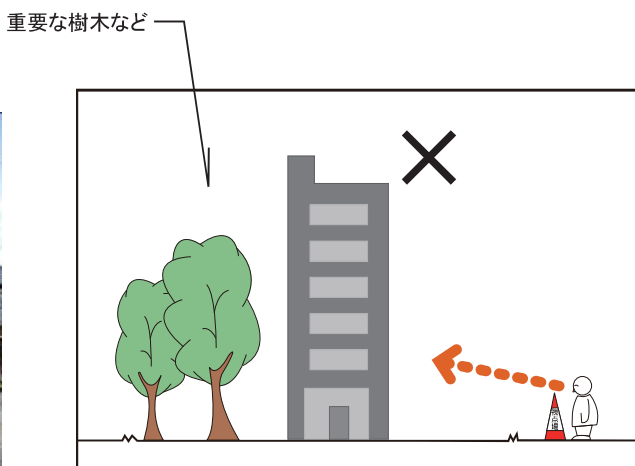


- ・ 主要な視点場から樹木を望見できるよう、周囲の建築物や工作物は高さを低く抑える。

【樹木】

【解説】

樹木と視点場の間に建つ建築物や工作物は、視点場から見て樹形を遮らない高さとしします。



- ・ 主要な視点場から見て、四季折々の風物詩となっている祭り・イベント及びその舞台等を阻害しない、調和を乱さない配置、高さ、規模とします。

【四季の変化を楽しむ景観】

【解説】

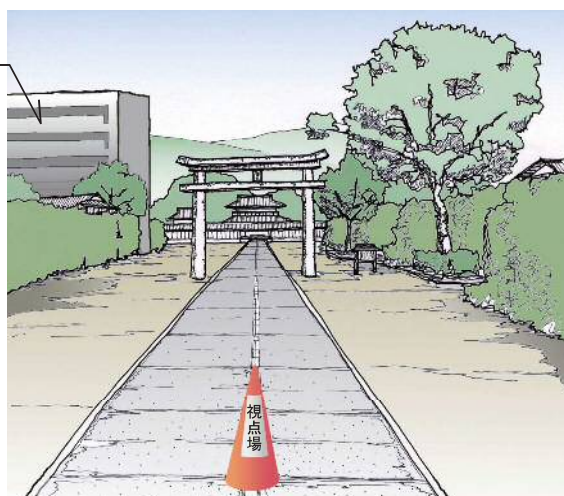
主要な景観要素である演舞や神幸行列、花火等への望見を阻害するような、あるいは著しく調和を乱すような配置、高さ、規模とならないようにします。

また、祭りイベントの主会場となる舞台への望見を阻害しないものとし、背後において、舞台及び一体となっている建物・工作物・社寺林の最高高さを超えて、著しく突出した高さとならないようにします。



ドンキャンキャン（本郷）

視点場からの見え方に配慮すること。



- ・ 周辺の景観や背景となる景観と調和するような配置とする。

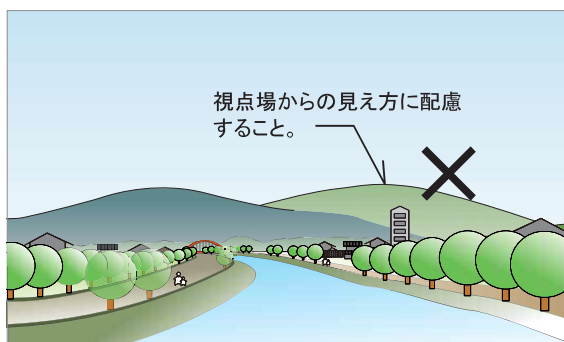
【連続した景観】

【解説】

周辺の景観や背景となる景観と不調和となるような単一で巨大な建築物等が、沿道および河川沿いに露出するような配置は避けるようにします。

「周辺の景観」とは、沿道および川沿いの並木および伝統的な家屋が創り出している家並みをさします。「背景となる景観」とは、遠くに望む山並み、丘陵の緑の稜線をさします。

視点場からの見え方に配慮すること。



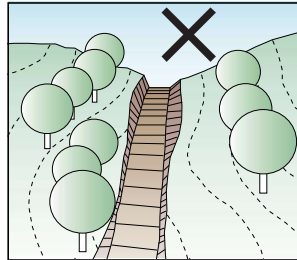
a-2. 地形との調和

- ・斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。

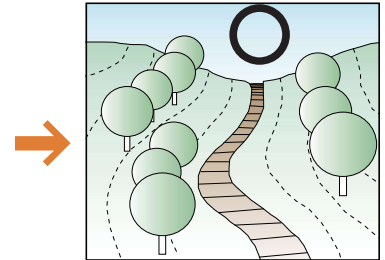
【絵になる眺望景観、絵になる営みの景観、絵になる自然景観、歴史的建物、歴史的構造物・史跡等、四季の変化を楽しむ景観】

【解説】

既存の地形の等高線に対して直角方向に配置するのではなく、等高線に沿って配置するようにします。また、建築物等の分節化を行い、地形の高低差を活かした配置となるようにします。



地形とは無関係に造成すると法面や擁壁が生じ、景観を阻害してしまう。



既存の地形を活かした造成に努める

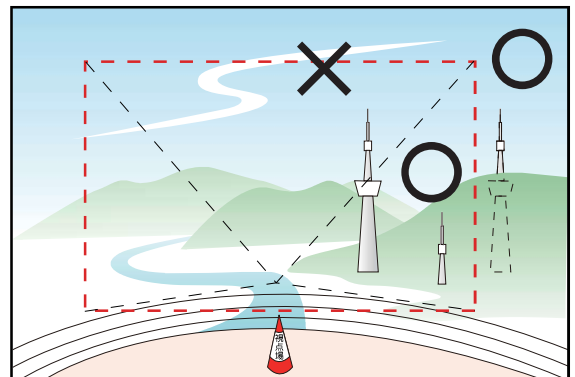
a-3. 大規模工作物

- ・鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、高さを抑え、目立たない配置とする。

【絵になる眺望景観】

【解説】

「絵になる眺望景観」では、原則として、視点場から見える位置に大規模工作物を配置しないものとします。やむを得ない場合には、山並みなど稜線より低く高さを抑えたり、工作物の大部分が樹林などにより隠れるような位置に配置するようにします。



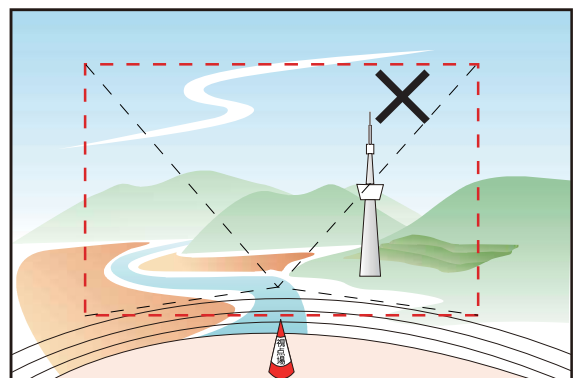
- ・鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。

【絵になる営みの景観、絵になる自然景観、歴史的建物】

【解説】

「絵になる眺望景観」、「絵になる自然景観」では、視点場から見える位置に大規模工作物を配置しないものとします。

* 「大規模工作物」は、届出が必要な行為の「(2) 工作物の建設等」の対象のものをさします。



b. 形態・意匠・色彩
b-1. 景観要素との調和

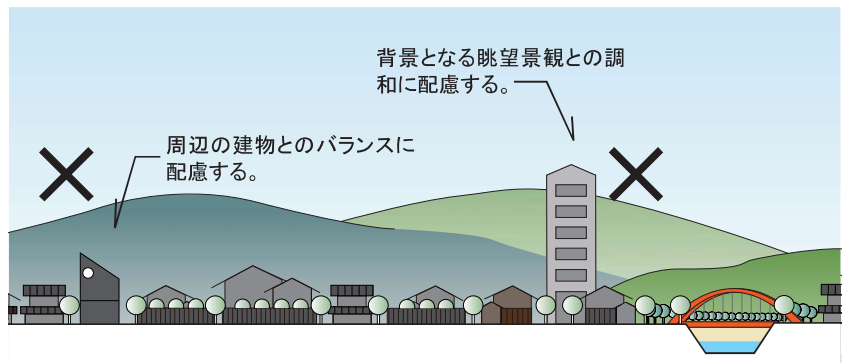
・全体および隣接する建物等のバランスを十分検討し、背景となる眺望景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする。

【絵になる眺望景観】

【解説】

背景となる眺望景観と調和した落ち着いた形態・意匠となるよう、以下の2点を考慮した形態・意匠に努めます。

- ①建築物等の形態は、周囲の家並みや地形とのバランスに配慮し、工夫します。
- ②自然景観や集落景観と調和するよう、壁面のデザインは巨大で単一にならないよう、細かなデザインに努めます。



・地域のランドマークとして親しまれている「清水山」、「飛形山」、「城山」を望む眺望景観においては、伝統的な形態・意匠とし、対象となる景観要素と調和させる。

【絵になる眺望景観】

【解説】

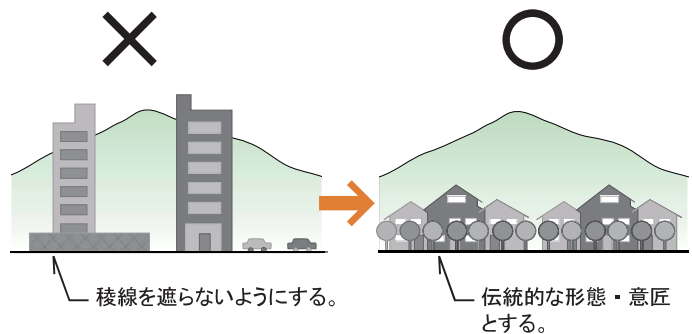
「清水山」を望む眺望景観では、清水山の山容と中ノ島の楠並木、アクセントとなっている船小屋温泉大橋が主要な景観要素となっており、それらと調和するよう、大壁面を避け、分棟・壁面の分節化、細かなデザインを施す形態・意匠に努めるようにします。

「飛形山」を望む眺望景観では、飛形山の山容と麓に広がる緩やかな丘陵、近景の矢部川が主要な景観要素となっており、全体の形態として飛形山の山容や丘の稜線を遮らないようにします。

「城山」を望む眺望景観では、城山の山容と伝統的建物の家並み、川沿いの並木、および矢部川の玉石護岸や自然護が主要な景観要素となっています。それらと調和するよう、分棟・壁面の分節化および土・石材・木材など自然素材を活用した形態・意匠となるようにします。



矢部川沿いの家屋（黒木町）



・俯瞰する眺望景観では、展望所などの視点場から見て、著しく派手な形態・意匠としない。

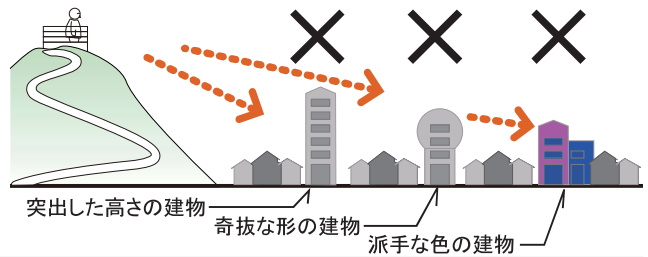
【絵になる眺望景観】

【解説】

著しく派手な形態・意匠とは、

- ①周辺の集落の家並みや丘の上の緑の稜線などを遮る突出したもの、
- ②伝統的な家屋が創り出している家並みや緩やかに変化する地形や森林などと調和しない奇抜な形や単一で巨大な形状のもの、
- ③派手な色彩で巨大なもの

です。
こうした著しく派手な形態・意匠とならないようにします。



・季節ごとに変わる棚田や果樹園の様相と調和するよう、落ち着いた形態・意匠とする。

【絵になる営みの景観】

【解説】

「季節ごとに変わる棚田や果樹園の様相」とは、以下の農業景観です。

棚田は、稲作の田植えの光景や、刈り入れ前の黄金色の稲穂と彼岸花の光景、収穫の光景など農業の営みと共に様々な様相を見せます。

果樹園では、みかん畑や梅園なども同様に、年間の農業の営みと共に新緑や収穫の光景を見せます。



椋谷の棚田

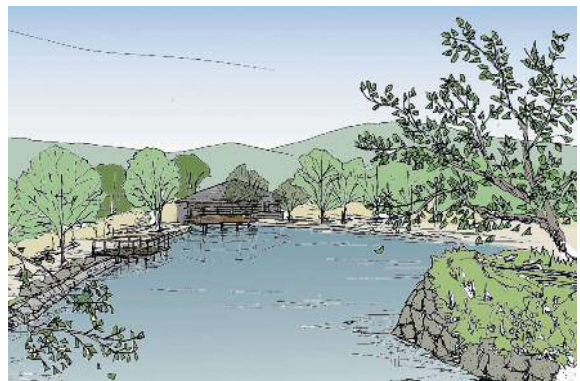


・自然景観と調和した形態・意匠とする。

【絵になる自然景観】

【解説】

主要な景観要素である奇岩や滝、池と周囲の自然とが創り出している景観を乱すことのないよう、建築物等が全体的にあらわになるようなことは避け、自然景観との調和に努めます。

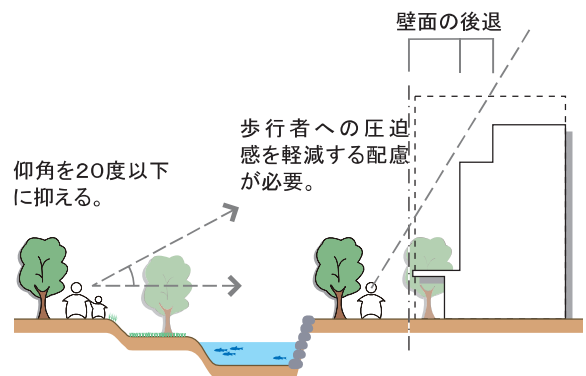


- ・廻水路や掘割などの「水網の景観」と調和し、周囲に圧迫感を与えない形態とする。

【水網の景観】

【解説】

水際での建築物等は上部の壁面を後退させ、圧迫感を軽減させます。また、水際に沿って一律の壁面とするのではなく、部分的な壁面後退や雁行など壁面に変化をつけ、圧迫感を軽減させます。

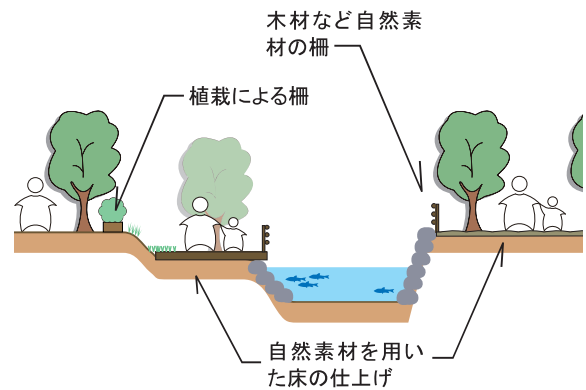


- ・意匠は、水辺に配慮したデザインとする。

【水網の景観】

【解説】

水際の空間には、身近に親しめるよう植栽を積極的に施し、柵や舗装材は木材・石材・土などの自然素材を積極的に使用します。



- ・水辺に建つ建築物は、伝統的な形態・意匠とする。

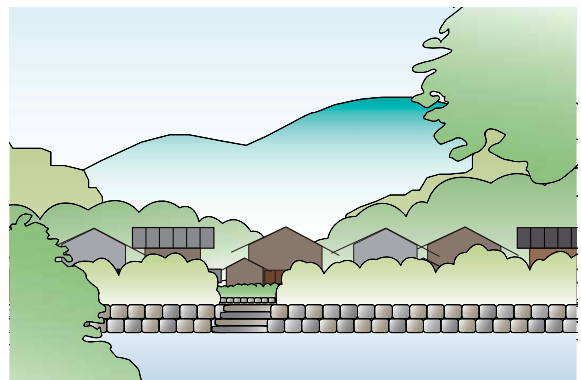
【水網の景観】

【解説】

水辺に隣接して建築物を建てる場合は、原則として、屋根は勾配屋根とし、壁面など全体の形態・意匠は伝統的な和風建築とします。



矢部川沿いに建つ「黒木町地域交流センターふじの里」



水辺に建つ建物の整備イメージ

- ・ 歴史的まちなみ（又は「歴史的建物、神社・寺院」、又は「歴史的構造物が創り出している景観」と調和するよう、伝統的建築様式を取り入れた形態・意匠とする。

【歴史的まちなみ、歴史的建物、歴史的構造物・史跡等】

【解説】

大規模な建築物であっても、伝統的建築様式の形態・意匠を取り入れることにより、既存の歴史的まちなみや歴史的建物、歴史的構造物・史跡等の景観と調和させます。



黒木町営住宅



伝統的建築様式を取り入れたまちなみのイメージ

- ・ 樹木が創り出している景観と調和するよう、立地する景域の特性を考慮し、地域の伝統的な形態・意匠に配慮する。

【樹木】

【解説】

古くから地域の人々に親しまれている樹木が創り出している重要景観には、矢部川中流の川沿いに並ぶ大楠の樹林と、神社の境内などの集落の中にシンボリックにそびえる樹木の2つのタイプがあります。そうした周囲の景観特性に配慮しながら、樹木の樹形と調和する形態・意匠となるようにします。



まとまった樹木林のイメージ



地域に古くからある樹木のイメージ

- ・祭り・イベントの期間に設置される舞台との調和を図る。

【四季の変化を楽しむ景観】

【解説】

祭り・イベントは、期間限定で行われ、一時的に見ることのできる景観ですが、地域の人々に印象深く残るものです。そのため、その舞台となる周辺では、祭り・イベントが催される様子を想定し、形態・意匠を調和するよう努める必要があります。



みやま市幸若舞の様子



祭りのイメージ

b-2. 屋根

- ・傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。

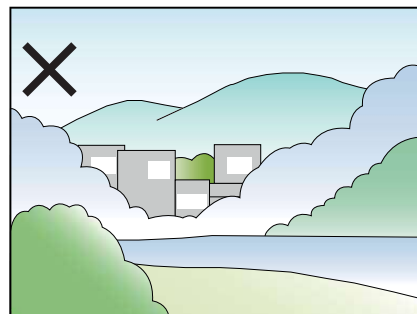
【絵になる営みの景観、絵になる自然景観、歴史的まちなみ、歴史的建物、歴史的構造物・史跡等】

【解説】

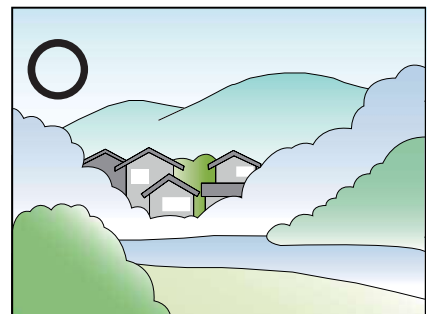
屋根の形状は、景観に対する印象を大きく変えます。

「絵になる営みの景観」、「絵になる自然景観」では、特に自然環境の豊かな場所にあるため、屋根の形状を傾斜屋根とすることにより、周囲の景観との調和を図っていきます。

「歴史的まちなみ」、「歴史的建物」、「歴史的構造物・史跡等」では、屋根形状を傾斜屋根とすることにより、主要な景観要素にふさわしい歴史的景観を創出していきます。



陸屋根では自然景観に合わない



傾斜屋根は自然に溶け込む

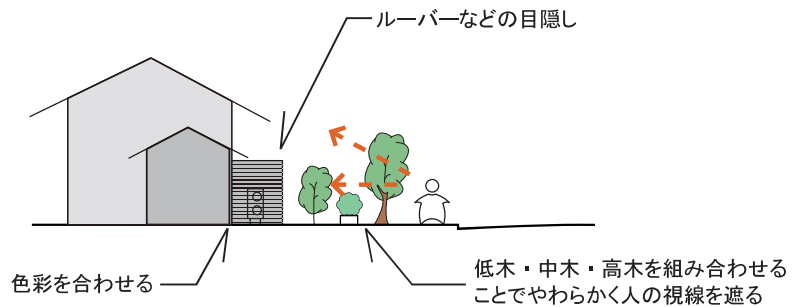
b-3. 設備類

- ・設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。

【絵になる眺望景観、絵になる営みの景観、絵になる自然景観、歴史的まちなみ、歴史的建物、歴史的構造物・史跡等、樹木、四季の変化を楽しむ景観、連続した景観】

【解説】

エアコンの室外機や高架水槽などの設備類があらわにならないよう、建物の中に設置し、周辺の景観を乱さないよう配慮が必要です。やむを得ず、外部にあらわとなる場合でも、樹木や生垣、板塀により遮蔽するか、あるいは色彩を建物と同じにするなど修景する必要があります。



b-4. 素材

- ・外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。

【絵になる営みの景観、絵になる自然景観、ホテルの景観、歴史的まちなみ、歴史的建物】

【解説】

外装材は建築物等のイメージに大きな影響を与えます。とりわけ、重要景観が自然的イメージや歴史的イメージが強い場合においては、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用し、周囲の景観をみださないようにします。



伝統的な農村住宅



瓦屋根の農村住宅



漆喰壁や木材・瓦のまちなみ

b-5. 色彩

・環境色彩基準に適合させる。

【絵になる眺望景観、絵になる営みの景観、絵になる自然景観、水網の景観、ホテルの景観、歴史的まちなみ、歴史的建物、歴史的構造物・史跡等、樹木、四季の変化を楽しむ景観、連続した景観】

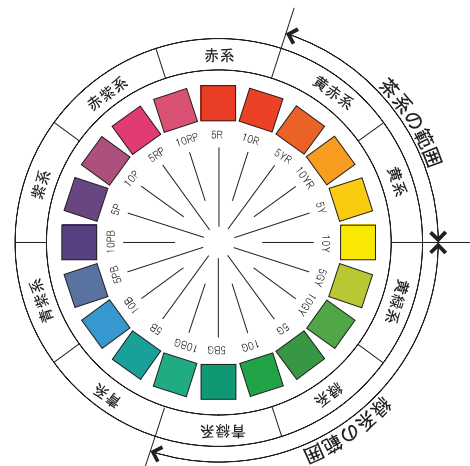
【解説】

P22 に示す環境色彩基準に適合させ、一般基準との整合を図ります。その上で、次の項目以降の重要景観ごとに定める基準に適合させ、重要景観の調和を図っていきます。

基準	重要景観の カテゴリー	参照すべき 景観要素	色相の範囲
・景観要素である山並みや樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。	【眺望景観】	山並みや樹林と調和	茶系：10R～10Y 緑系：10Y～10BG 無彩色：N（白、黒、グレーなど色味の無い色彩）
・景観要素である棚田の石垣や樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。	【営みの景観】	棚田の石垣や樹林と調和	
・景観要素である河川の岩や山並みと調和する茶系、無彩色の色彩とする。	【自然景観】	河川の岩や山並みと調和	茶系：10R～10Y 緑系：10Y～10BG 無彩色：N（白、黒、グレーなど色味の無い色彩）
・景観要素である護岸の灌木や岩や護岸の石垣と調和する茶系、無彩色の色彩とする。	【水網の景観】	護岸の灌木や岩や護岸の石垣と調和	
・景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板など歴史的まちなみと調和する茶系、無彩色の色彩とする。	【歴史的まちなみ】	伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板など歴史的まちなみと調和	
・景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板などと調和し、歴史的建物を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。	【歴史的建物】	伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板などと調和 歴史的建物を引き立てる	
・景観要素である遺構・建屋と調和し、歴史的構造物・史跡等を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。	【歴史的構造物・史跡等】	遺構・建屋と調和 歴史的構造物・史跡等を引き立てる	
・景観要素である樹木を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。	【樹木】	樹木を引き立てる	
・景観要素である祭り・イベントを引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。	【四季の変化】	祭り・イベントを引き立てる	

【参照すべき景観要素】

- ・「〇〇と調和」の「〇〇」とは、重要景観の付近にある参照すべき景観要素です。
- ・「〇〇」を引き立てる」とは、参照すべき景観要素の色彩より、明度・彩度を抑えた（低い値の）色彩となるようにすることです。



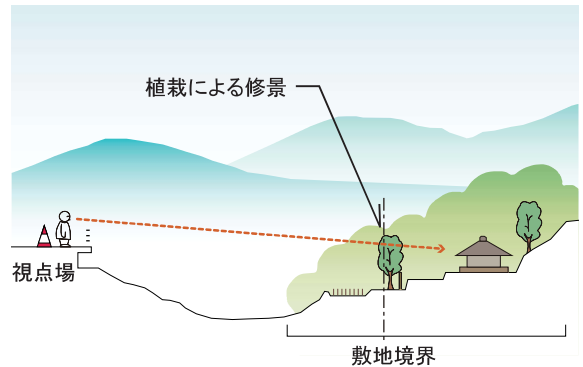
c. 外構・緑化等
c-1. 境界部の緑化

・ 視点場側の敷地境界部は緑化する。

【絵になる眺望景観、絵になる自然景観、水網の景観、ホテルの景観、歴史的建物、歴史的構造物・史跡等、樹木】

【解説】

視点場から境界部の塀やフェンスがあらわになっ
て見えることのないよう、視点場側の敷地境界部は
積極的に緑化をおこないます。なお、出入口など
緑化することが適当でない部分については除きます。

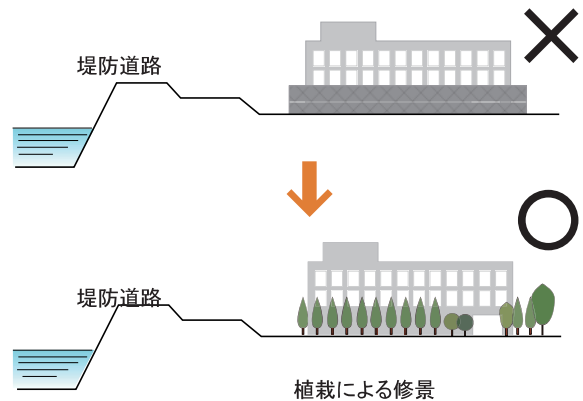


・ 大規模な壁面や工作物が通りに露出する場合は、敷地境界に緑化あるいは修景を施す。

【連続した景観】

【解説】

通りなどの連続した景観では、敷地境界沿いに植
栽による緑化を施すことにより、快適で魅力的な歩
行空間を創出します。また、敷地の出入口について
は、緑化とともに塀・門扉などを修景することで通
りのアクセントとして良好な沿道景観の創出が望ま
れます。



通り沿いの植栽は、良好な沿道景観を創出
します。



出入口を修景した例
：みやま市山川市民センター



境界沿いに高木・低木を密に植えることで、
通りから大きな建物を見えないようにします。

c-2. その他

・俯瞰する展望所では、案内サインや柵など工作物は、視界を遮らないよう配慮する。

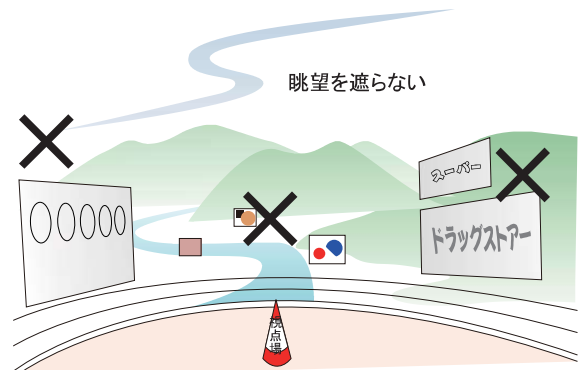
【絵になる眺望景観】

【解説】

展望所の多くは自然の豊かな場所にあるため、自然環境の保全、防犯、不法投棄防止などを喚起する案内サインや展望者ための防護柵、展望説明盤などが設置されています。それらが乱雑に設置されているため、展望所からの眺望が阻害される場合があります。そのため、展望所付近に設ける案内サインや柵など工作物は、眺望の視界を妨げないよう、数や大きさを必要最小限にしたり、集約化を図るなど配慮が必要です。



飛形山山頂の視点場からの眺望



展望所からの視界を遮らない

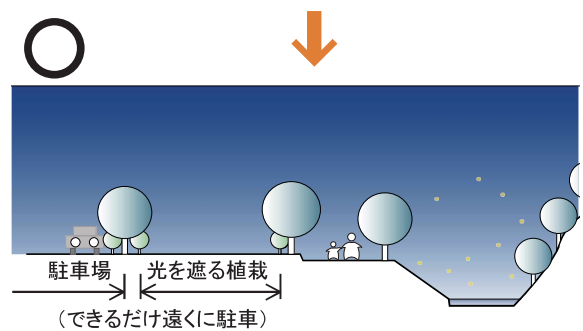
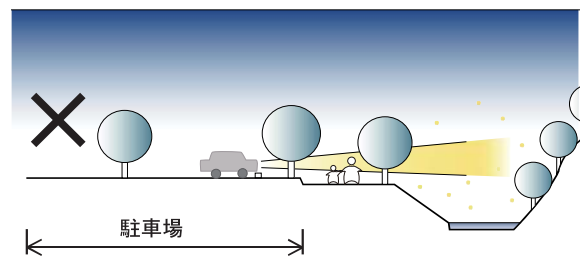
・駐車場は、視点場から見えない位置に配置する。また車のライトがホタルの生息域に投光しないものとする。

【ホタルの景観】

【解説】

ホタルの景観においては、夜間の照明に特に配慮することが求められます。

駐車場などは、視点場から離れた位置で、植栽などで車のライトがホタルの生息域に投光しないように配慮する必要があります。



- ・敷地内の緑化は、既存の植生に配慮する。

【樹木】

【解説】

都市化の進展やライフスタイルの変化等により、貴重な植物の減少、外来種の侵入など自然環境への変化、それにともない自然景観へ影響が及んでいます。敷地内の緑化については、自然環境への影響を事前に予測し、既存の植生に配慮することが必要です。特に「福岡県レッドデータブック」に記載されている希少種の生息地の保全に、十分配慮する必要があります。

参考とすべき資料：

- ・福岡県の希少野生生物ー福岡県レッドデータブック 2001 ー
- ・福岡県環境総合基本計画
- ・植生調査 情報提供ホームページ（環境省） <http://www.vegetation.jp/index.html>

②開発行為・土地の形質の変更等

d. 造成等

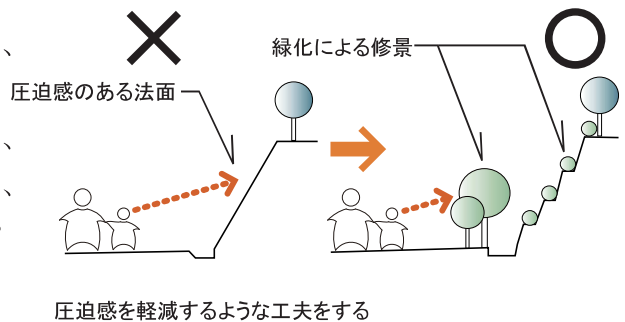
d-1. 法面・擁壁

・法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。

【絵になる眺望景観、絵になる営みの景観、絵になる自然景観、水網の景観、ホテルの景観、歴史的まちなみ、歴史的建物、歴史的構造物・史跡等、樹木、四季の変化を楽しむ景観、連続した景観】

【解説】

道路沿いなど多くの住民が目にする場所では、長大な法面・擁壁は、道路を歩く歩行者にとって、圧迫感を与えます。圧迫感を与えないよう土地の造成を工夫し、法面・擁壁をできるだけ低く抑え、最短・最小のものとなるように努めます。ただし、やむを得ず長大な法面が生じる場合には、植樹や緑化等による修景に努め、圧迫感を軽減します。



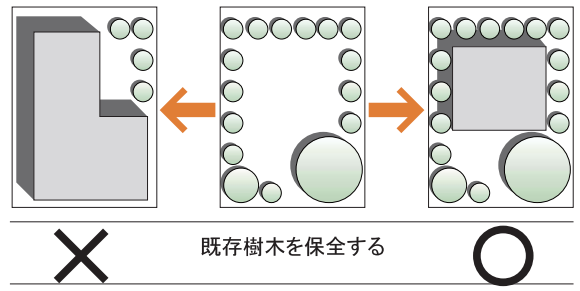
d-2. その他

・既存の樹木は、できる限り保全する。

【絵になる眺望景観、絵になる営みの景観、絵になる自然景観、水網の景観、ホテルの景観、歴史的構造物・史跡等、連続した景観】

【解説】

既存の樹木の多くは、地域の景観を形成している重要な要素となっています。このような地域に親しまれ馴染みの深い既存の樹木は、できるだけ保全し修景に活かす配慮が必要です。



- ・ 棚田の石積みは原則として保全する。やむを得ず撤去あるいは改修する場合は、周囲と調和するよう緑化による修景や、素材、工法を工夫する。

【絵になる営みの景観】

【解説】

幾重にも重なり、斜面を覆う棚田の石垣は、壮観な光景を見せてくれるとともに、遠い昔の先人達が苦勞を重ねて築きあげてきた歴史的なものであり、地域の文化をあらわすかけがえのないものでもあります。そのため、棚田の石積みは原則として保全し、棚田の石積みが創り出している景観を後世にも継承していくよう努めます。棚田は、その多くは山間の自然地の中にあるため、やむを得ず撤去あるいは改修する場合は、低木やグランドカバーなどによる緑化や、表層に自然石を用いるなど、周囲の自然景観と調和するよう修景します。



土柳の棚田（黒木町）



広内・上原の棚田（星野村）



鹿里の棚田（星野村）

- ・ 掘割・クリーク・廻水路などの護岸については、できるだけ石材などの自然素材を用いるとともに多自然護岸とするなど、周辺の景観との調和や生態系に配慮する。

【水網の景観】

【解説】

有史の頃より先人たちの手により築かれた掘割・クリーク、久留米藩・柳川藩の水争いにより築かれた廻水路の2つの歴史的構造物は、矢部川流域特有の景観を見せてくれます。自然の摂理に支えられ、同時にかげがえのない動植物の生息地ともなっています。そうした景観と環境を後世へも継承するため、掘割・クリーク・廻水路などの護岸は、石材など自然素材を用いた多自然護岸とし、周辺の景観や生態系に配慮することが望まれます。



込野廻水路（立花町）

- ・ 水流・水脈の断絶やホタルを育てている生態系に影響を及ぼすような、造成はおこなわない。

【ホタルの景観】

- ・ 水路の付け替えなどで護岸を改修する際には、ホタルを含む動植物の生息環境に十分注意する。

【ホタルの景観】

【解説】

ホタルの生態は、自然環境を測るバロメータであり、地域の人々に潤いある景観ともたらし、多くの人々の心象風景にもなっています。ホタルが生息する山間部での大規模開発により、ホタルが生息する水環境が変わり、ホタルが絶滅することのないよう、ホタルの生息地の周辺では、水流・水脈の調査を十分おこない、ホタルの生態系に影響を及ぼす造成はおこなわないように努めます。また、ホタルの生息地周辺で水路の付け替えを行い護岸を改修する場合には、せせらぎを保全・再生するなど、ホタルの生態に配慮するよう努めます。



田代川のホタル（黒木町）



辺春川のホタル（立花町）

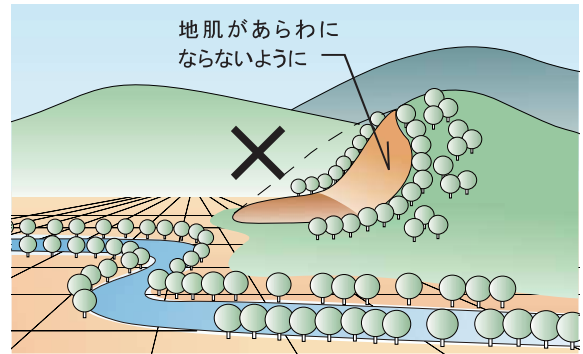
e. 土石類の採取

- ・土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。

【絵になる眺望景観、絵になる営みの景観、絵になる自然景観】

【解説】

大規模な土石類の採取により、緑で覆われた自然豊かな山並みや丘など、それまで地域に親しまれ良好であった景観が損なわれる場合があります。そのため、視点場から見た場合に、山の地肌などがあらわにならないよう、樹木等による修景に努めます。



視点場からの眺望に配慮する

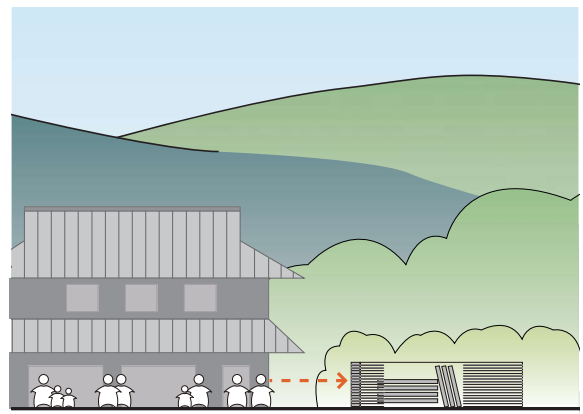
f. 物件の堆積

- ・（視点場から見える場所に）資材などを堆積させない。
やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。

【絵になる眺望景観、絵になる営みの景観、絵になる自然景観、ホテルの景観、歴史的まちなみ、歴史的建物、歴史的構造物・史跡等、樹木】

【解説】

屋外に堆積した資材などは、良好な景観を著しく損なう場合があります。そのため、原則として視点場から見える場所には、資材などを堆積しないようにします。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景し、視点場から見えないようにします。



生垣や板塀等により修景する。建設資材など

③外観照明・屋外照明

g. 照明

g-1. 照明

- ・重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。

【絵になる眺望景観、絵になる営みの景観、絵になる自然景観、水網の景観、ホテルの景観】

g-2. 照度の抑制

- ・重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。

【歴史的建物、歴史的構造物・史跡等、樹木、四季の変化を楽しむ景観】

【解説】

良好な夜間景観を創出するため、重要景観の周囲では以下の事項を守ります。

●上方・天空方向への光の漏洩防止

- ・上方に光が漏れないよう、絵になる眺望景観、絵になる営みの景観、絵になる自然景観、水網の景観、ホテルの景観では上方光束比0%、歴史的建物、歴史的構造物・史跡等、樹木、四季の変化を楽しむ景観では上方光束比5%以下の照明器具を使用します。

●重要景観への光の漏洩防止

- ・重要景観の主要な景観要素であるホテルや棚田、希少生物の生息地、歴史的建物などへ照明があたらないよう、設置する数や位置を変えたり、遮光板を用いるなど工夫します。

●眩しい光源・ランプ

- ・絵になる眺望景観、絵になる営みの景観、絵になる自然景観、水網の景観、ホテルの景観の重要景観では、周囲の人に不快感を与える眩しい光源（400 W以上の高輝度・高効率のランプ*）は使用しないものとします。歴史的建物、歴史的構造物・史跡等、樹木、四季の変化を楽しむ景観では、できるだけ配慮するようにします。

●趣のある夜間景観の演出

- ・重要景観の趣のある雰囲気や夜間景観においても創出するよう、ハロゲン電球や高演色高圧ナトリウム等の暖かい光の色のランプを使用し演出するよう配慮します。

●外観照明

- ・建物や壁面を照らす外観照明を設置する場合には、光の方向や照明器具を工夫し、重要景観に光があたらないようにします。

*「高輝度・高効率のランプ」には、HIDランプ（High Intensity Discharge Lamp）と総称される高圧水銀ランプ、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプなどがあります。



外部に必要以上に光を発する照明は避ける



重要景観に影響を及ぼす照明は避ける



狸穴の棚田



黒木町民納涼花火大会



瀬高納涼花火大会

・周辺の自然景観・田園景観等に配慮し、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。

【連続した景観】

【解説】

良好な夜間景観景観を創出するため、主要な道路などの連続した景観では以下の事項を守ります。

- 周辺の自然景観・田園景観への光の漏洩防止
 - ・ 主要な道路が自然景観や田園景観を通る場合には、光源や照明器具の種類、設置する数や位置を工夫し、遮光板を用いるなど周辺へ必要以上に光が漏れないよう配慮します。
- 外観照明
 - ・ 建物や壁面を照らす外観照明を設置する場合も同様に、周辺の自然景観や田園景観に光が漏れないよう配慮します。

④自動販売機

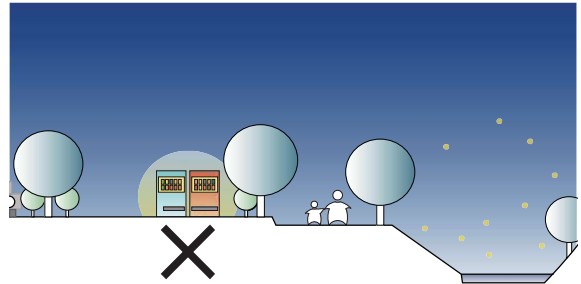
h. 自動販売機

- ・野立ての自販機は設置しない。

【ホタルの景観】

【解説】

ホタルの発光し飛び交う場所での夜間の光は、ホタルの生態に悪影響を及ぼします。そのため、野立ての自動販売機は設置しないものとします。



野立ての自販機は設置しない

- ・店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩を使用し修景をおこなう。
内蔵する照明は明るすぎないようにする。

【歴史的まちなみ】

【解説】

自動販売機を設置する際には、歴史的まちなみの風情を損なわないよう、店舗等の建物に付属させて設置し、建物と調和するような色彩を使用し修景するようにします。

内蔵する照明については、漏洩する光の防止、深夜の減灯・消灯をおこない、周辺の暗さとのバランスを配慮して、明るすぎないようにします。



建物と調和するように工夫した事例

参考とすべき資料：

- ・光害対策ガイドライン（平成 18 年 12 月 環境省）
- ・地域照明環境計画策定マニュアル（平成 12 年 6 月 環境庁大気保全局）

提出書類確認シート

以下に示す書類一式がそろっているか、ご確認ください。

提出書類に不足がある場合（委任状も含む）、届出を受理できませんので、ご注意ください。

<必要書類>

- 行為の届出書（様式第1号）又は行為の通知書（様式第2号）
- 景観形成基準チェックシート
- 添付図書（P14-15 一覧表を参照）
- 委任状（代理者が届出を提出し、届出書や図面の訂正等を行う場合）

景観形成基準チェックシート

■一般基準

受付番号()

届出者	
連絡者 (代理届出を行う場合)	
軸・景域の別	

①建築物・工作物

※ 該当する基準の□にチェック(レ)をしてください。

項目	基準	軸・景域	
a 配置	1 周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周辺の環境や景観特性、地形に十分配慮した配置とする。	河川、山
		<input type="checkbox"/> 地盤の高低差、河川の対岸からの見え方や、河川沿いに大きく変化する景観に配慮した配置とする。	谷あい
		<input type="checkbox"/> 丘陵や背景の山々の稜線に配慮し、緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。	丘
		<input type="checkbox"/> 集落で古くから親しんできた神社・寺院や社寺林・雑木林等の緑に配慮した配置とする。	田園
		<input type="checkbox"/> 地域で祀られてきた神社・寺院、伝統的な農家住宅などの景観資源に配慮した配置とする。	掘割・クレーク
		<input type="checkbox"/> 干拓とともに形成された列状集落等の並びや、地域で祀られてきた神社・寺院、伝統的な農家住宅などの景観資源に配慮した配置とする。	干拓地
		<input type="checkbox"/> 歴史的まちなみや建造物を活かしたまちづくりが進められている市街地においては、地区の特性に沿ったまちなみに配慮した配置とする。	まち
b 形態・意匠・色彩	1 周辺との調和	<input type="checkbox"/> 上流の棚田や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。	河川、山
		<input type="checkbox"/> 周囲の自然景観や集落の伝統的な形態・意匠と調和させる。	谷あい
		<input type="checkbox"/> 里山や古くからの集落が広がる地域では、周囲の基調となっている形態・意匠と調和させる。	丘
		<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	田園、干拓地、掘割・クレーク
		<input type="checkbox"/> 昔ながらの伝統的な佇まいを模範に、クレークが創り出している(又は広大な干拓地の)田園景観に馴染む形態意匠とする。	掘割・クレーク、干拓地
		<input type="checkbox"/> 商店街や役場周辺など、多くの人が集い賑わう場所においては、景観上重要な建物、樹木などへの見通しに配慮し、周辺の建物や公共空間のデザインとの調和を図る。	まち
	2 壁面の分節	<input type="checkbox"/> 大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。	河川、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち
			河川、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち
			河川、山、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち
			河川、山、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち
3 設備類	<input type="checkbox"/> 歩行者の視線に十分配慮し、道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。	河川、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち	
		河川、山、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち	
		河川、山、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち	
4 色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 周囲の自然景観や田園景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。茶系、無彩色の暗い色彩を推奨する。 <input type="checkbox"/> 周囲の茶畑などの田園景観や自然景観と調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。緑系、茶系、無彩色の色彩を推奨する。	河川、山、田園、掘割・クレーク、干拓地、まち	
		谷あい	
		丘	
c 外構緑化等	敷地の緑化修景	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。	河川、山、谷あい、丘、田園、掘割・クレーク、干拓地
		<input type="checkbox"/> きるだけ多くの樹木による植栽を施す。	まち
	塀フェンス	<input type="checkbox"/> 敷地境界部では、ネットフェンスやブロック塀等は設置しない。やむを得ず設置する場合には、緑化による修景を施す。	河川

5
景観形成基準の解説

景観形成基準チェックシート

■一般基準

②開発行為・土地の形質の変更等

※ 該当する基準の□にチェック（レ）をしてください。

項目	基準	軸・景域
d 周辺環境	<input type="checkbox"/> 十分に事前調査を行い、水の流れや生態系など自然環境の維持に配慮する。	河川
	<input type="checkbox"/> 自然環境、植性、貴重な動植物の生態系に配慮する。	山
	<input type="checkbox"/> 掘割・クリークの水のネットワークに配慮する。	掘割・クリーク
e 造成、切土・盛土	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。	河川、山、谷あい、丘
	<input type="checkbox"/> 掘割・クリークの護岸については、石材などの自然素材をできるだけ使用するなど周辺の景観に配慮して修景する。	掘割・クリーク
f 既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯や河岸の楠並木については、できるだけ保全する。	河川、谷あい、丘
	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林等や、河川や水路（又は掘割・クリーク）沿いの樹林や灌木、木竹等は、できるだけ維持・保全する。	田園、干拓地、掘割・クリーク

③外観照明・屋外照明

項目	基準	軸・景域
g 照度の抑制	<input type="checkbox"/> 河川景観および周辺の自然景観、田園景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	河川
	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	山、谷あい、丘
h 点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は、設置しない。	河川、山、谷あい、丘、田園、干拓地、掘割・クリーク
i 照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	河川、山、谷あい、丘

景観形成基準チェックシート

■一般基準

①建築物・工作物

項目		配慮・措置の内容	※審査欄
a 配置	周辺への配慮		
b 形態・意匠 ・色彩	周辺との調和		
	壁面の分節		
	設備類		
	色彩		
c 外構・緑化等	敷地の緑化・修景		
	塀・フェンス		

②開発行為・土地の形質の変更等

項目		配慮・措置の内容	※審査欄
d 周辺環境			
e 造成、切土・盛土			
f 既存樹木・樹林等の保全			

5

③外観照明・屋外照明

項目		配慮・措置の内容	※審査欄
g 照度の抑制			
h 点滅照明			
i 照明器具			

- (備考) 1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

景観形成基準チェックシート

■特定基準

受付番号()

届出者	
連絡者 (代理届出を行う場合)	
軸・景域の別	

重要景観への影響 あり ・ なし (なしの場合、以下は省略されます。

ただし、なしの場合でも「ホテルの景観」の開発行為・土地の形質の変更等の特定基準はチェックしてください。)

①建築物・工作物

※ 該当する基準の□にチェック (レ) をしてください。

項目	基準	景観
a 配置・高さ・規模	1 眺望	<input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みがつくるスカイラインを阻害しない配置、規模、高さとする。 1-a <input type="checkbox"/> 「絵になる営みの景観」(又は「絵になる自然景観」)への眺望を阻害しないよう、その構図や構成に配慮した配置、高さ・規模とする。 1-b, 1-c <input type="checkbox"/> 圧迫感や違和感を生じない配置、高さ、規模とする。 2-a <input type="checkbox"/> 「ホテルの景観」を阻害しない配置、高さ、規模とする。 2-b <input type="checkbox"/> 歴史的まちなみのスカイラインを乱さない配置、高さ、規模とする。 3-a <input type="checkbox"/> 歴史的まちなみの壁面線に配慮した配置とする。 3-a <input type="checkbox"/> 歴史的建物と調和する配置、高さ、規模とする。特に正面からは歴史的建物が引き立つよう配慮する。 3-b <input type="checkbox"/> 歴史的建物の背後に突出しない高さとする。 3-b <input type="checkbox"/> 歴史的構造物(又は「樹木」)が創り出している景観と調和するよう、主要な視点場からの見え方に配慮した配置・高さ・規模(又は「配置」)とする。 3-c, 3-d <input type="checkbox"/> 主要な視点場から樹木を望見できるよう、周囲の建築物や工作物は高さを低く抑える。 3-d <input type="checkbox"/> 主要な視点場から見て、祭り・イベントの舞台や祭事を四季折々の風物への景観を阻害しない、調和を乱さない配置、高さ、規模とする。 4-a <input type="checkbox"/> 周辺の景観や背景となる景観と調和するような配置とする。 5-a
	2 地形との調和	<input type="checkbox"/> 斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。 1-a, 1-b, 1-c, 3-b, 3-c, 4-a
	3 大規模工作物	<input type="checkbox"/> 鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、高さを抑え、目立たない配置とする。 1-a
		<input type="checkbox"/> 鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。 1-b, 1-c, 3-b

景観形成基準チェックシート

■特定基準

※ 該当する基準の□にチェック(レ)をしてください。

項目	基準	景観	
b 形態・ 意匠・ 色彩	1 景観要素と 調和	<input type="checkbox"/> 全体および隣接する建物等のバランスを十分検討し、背景となる眺望景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする。	1-a
		<input type="checkbox"/> 地域のランドマークとして親しまれている「清水山」、「飛形山」、「城山」を望む眺望景観においては、伝統的な形態・意匠とし、対象となる景観要素と調和させる。	1-a
		<input type="checkbox"/> 俯瞰する眺望景観では、展望所などの視点場から見て、著しく派手な形態・意匠としない。	1-a
		<input type="checkbox"/> 季節ごとに変わる棚田や果樹園の様相と調和するよう、落ち着いた形態・意匠とする。	1-b
		<input type="checkbox"/> 自然景観と調和した形態・意匠とする。	1-c
		<input type="checkbox"/> 廻水路や掘割などの「水網の景観」と調和し、周囲に圧迫感を与えない形態とする。	2-a
		<input type="checkbox"/> 意匠は、水辺に配慮したデザインとする。	2-a
		<input type="checkbox"/> 水辺に建つ建築物は、伝統的な形態・意匠とする。	2-a
		<input type="checkbox"/> 歴史的まちなみ(又は「歴史的建物、神社・寺院」、又は「歴史的構造物が創り出している景観」と調和するよう、伝統的建築様式を取り入れた形態・意匠とする。	3-a, 3-b, 3-c
		<input type="checkbox"/> 樹木が創り出している景観と調和するよう、立地する景域の特性を考慮し、地域の伝統的な形態・意匠に配慮する。	3-d
	<input type="checkbox"/> 祭り・イベントの期間に設置される舞台との調和を図る。	4-a	
	2 屋根	<input type="checkbox"/> 傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。	1-b, 1-c, 3-a, 3-b, 3-c
	3 設備類	<input type="checkbox"/> 設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。	1-a, 1-b, 1-c, 3-a, 3-b, 3-c, 3-d, 4-a, 5-a
	4 素材	<input type="checkbox"/> 外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。	1-b, 1-c, 2-b, 3-a, 3-b
	5 色彩	<input type="checkbox"/> 環境色彩基準に適合させる。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b, 3-a, 3-b, 3-c, 3-d, 4-a, 5-a
		<input type="checkbox"/> 景観要素である山並みや樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。	1-a
		<input type="checkbox"/> 景観要素である棚田の石垣や樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。	1-b
		<input type="checkbox"/> 景観要素である河川の岩や山並みと調和する茶系、無彩色の色彩とする。	1-c
		<input type="checkbox"/> 景観要素である護岸の灌木や岩や護岸の石垣と調和する茶系、無彩色の色彩とする。	2-a
<input type="checkbox"/> 景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板など歴史的まちなみと調和する茶系、無彩色の色彩とする。		3-a	
<input type="checkbox"/> 景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板などと調和し、歴史的建物を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		3-b	
<input type="checkbox"/> 景観要素である遺構・建屋と調和し、歴史的構造物・史跡等を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		3-c	
<input type="checkbox"/> 景観要素である樹木を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		3-d	
<input type="checkbox"/> 景観要素である祭り・イベントを引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。	4-a		
c 外構・ 緑化 等	1 境界部の 緑化	<input type="checkbox"/> 視点場側の敷地境界部は緑化する。	1-a, 1-c, 2-a, 2-b, 3-b, 3-c, 3-d
		<input type="checkbox"/> 大規模な壁面や工作物が通りに露出する場合は、敷地境界に緑化あるいは修景を施す。	5-a
	2 その他	<input type="checkbox"/> 俯瞰する展望所では、案内サインや柵など工作物は、視界を遮らないよう配慮する。	1-a
		<input type="checkbox"/> 駐車場は、視点場から見えない位置に配置する。また車のライトがホテルの生息域に投光しないものとする。	2-b
<input type="checkbox"/> 敷地内の緑化は、既存の植生に配慮する。	3-d		

5
景観形成基準の
解説

景観形成基準チェックシート

■特定基準

②開発行為・土地の形質の変更等

※ 該当する基準の□にチェック（レ）をしてください。

項 目		基 準	景 観
d 造成 等	1 法面 ・ 擁壁	<input type="checkbox"/> 法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b, 3-a, 3-b, 3-c, 3-d, 4-a, 5-a
	2 その他	<input type="checkbox"/> 既存の樹木は、できる限り保全する。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b, 3-c, 5-a
		<input type="checkbox"/> 棚田の石積みは原則として保全する。やむを得ず撤去あるいは改修する場合は、周囲と調和するよう緑化による修景や、素材、工法を工夫する。	1-b
		<input type="checkbox"/> 掘割・クレーク・廻水路などの護岸については、できるだけ石材などの自然素材を用いるとともに多自然護岸とするなど、周辺の景観との調和や生態系に配慮する。	2-a
		<input type="checkbox"/> 水流・水脈の断絶やホタルを育てている生態系に影響を及ぼすような、造成はおこなわない。	2-b
	<input type="checkbox"/> 水路の付け替えなどで護岸を改修する際には、ホタルを含む動植物の生息環境に十分注意する。	2-b	
e 土石類の採取	<input type="checkbox"/> 土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。	1-a, 1-b, 1-c	
f 物件の堆積	<input type="checkbox"/> （視点場から見える場所に）資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。	1-a, 1-b, 1-c, 2-b, 3-a, 3-b, 3-c, 3-d	

③外観照明・屋外照明

項 目		基 準	景 観
g 照明	1	<input type="checkbox"/> 重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b
	2 照度の 抑制	<input type="checkbox"/> 重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	3-b, 3-c, 3-d, 4-a
		<input type="checkbox"/> 周辺の自然景観・田園景観等に配慮し、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	5-a

④自動販売機

項 目		基 準	景 観
h 自動販売機		<input type="checkbox"/> 野立ての自販機は設置しない。	2-b
		<input type="checkbox"/> 店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩を使用し修景をおこなう。内蔵する照明は明るすぎないようにする。	3-a

景観形成基準チェックシート

■特定基準

①建築物・工作物

項目		配慮・措置の内容	※審査欄
a 配置 ・ 高さ ・ 規模	1 眺望		
	2 地形との調和		
	3 大規模工作物		
b 形態・意 匠 ・ 色彩	1 景観要素との調和		
	2 屋根		
	3 設備類		
	4 素材		
	5 色彩		
c 外構・緑 化等	1 境界部の緑化		
	2 その他		

②開発行為・土地の形質の変更等

項目		配慮・措置の内容	※審査欄
d 造成等	1 法面・擁壁		
	2 その他		
e 土石類の採取			
f 物件の堆積			

③外観照明・屋外照明

項目		配慮・措置の内容	※審査欄
g 照明	1		
	2 照度の抑制		

④自動販売機

項目		配慮・措置の内容	※審査欄
h 自動販売機			

(備考) 1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。

2. ※欄は記入しないでください。

6. 問い合わせ・事前相談先

届出等に関するお問い合わせや事前相談は下記の窓口へお願いします。

詳細の情報や様式は、

- 県庁及び各市窓口を設置しています。
- 福岡県ホームページにも掲載しています（URLは下記の通り）。

福岡県ホームページを開く

→「矢部川流域景観計画」で検索

又は

→「まちづくり・都市計画」をクリック

→「景観保全・形成」をクリック

→「矢部川流域景観計画」をクリック

お問い合わせ・事前相談窓口

	担当課	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	都市計画課	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3712
筑後市	都市対策課	833-8601	筑後市山ノ井 898	0942-53-4111
みやま市	都市計画課	835-8601	みやま市瀬高町小川 5	0944-64-1532
八女市	都市計画課	834-8585	八女市本町 647	0943-23-2577

矢部川流域景観計画全般に関するお問い合わせ

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL: 092-643-3712 / FAX: 092-643-3716

E-mail: toshi@pref.fukuoka.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/yabegawa-keikan.html>